

LIBRA

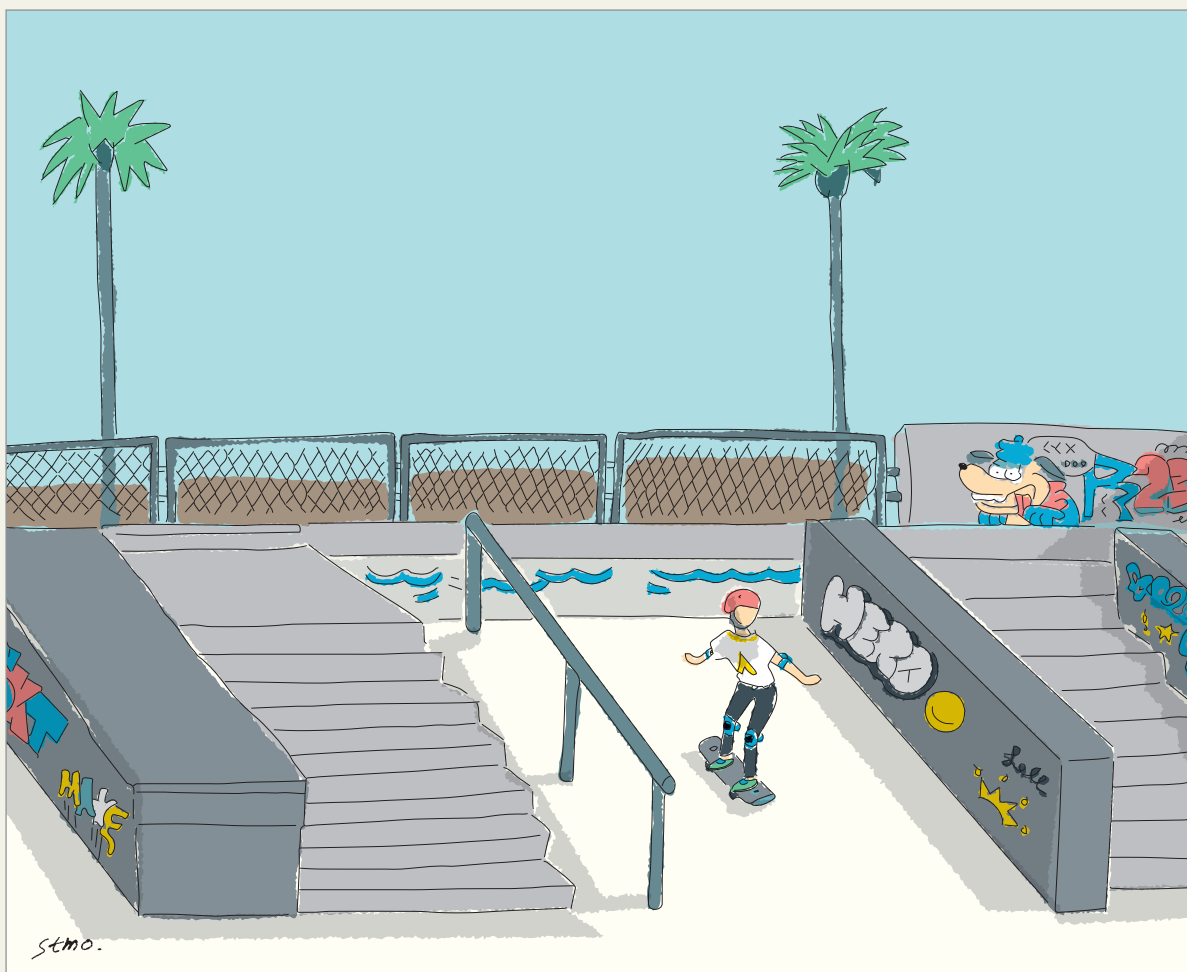
2023年 **5** 月号

〈特集〉

民法・不動産登記法等改正概要の解説〈後編〉

〈インタビュー〉

第37回 東弁人権賞受賞 **桜井昌司**さん



リブラギャラリー



豊浜鯛まつり



愛知県知多半島の先端・豊浜漁港では、毎年7月中旬に奇祭「鯛まつり」が行われます。豊浜と海の安全を祈る祭りで、全長10mから18m、大きい物では1トンの大小の赤色と黒色の鯛5匹が海上を遊泳し、豊浜の街を練り歩きます。

会員 町田 弘香 (41期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年5月号

特集

02 民法・不動産登記法等改正概要の解説〈後編〉

各論4：相続(遺産分割)・相続財産の管理等に関する規定の見直し 山崎岳人

各論5：不動産登記法の改正について 角田智美

各論6：相続土地国庫帰属法について 横山宗祐

インタビュー

16 第37回 東京弁護士会人権賞 受賞 桜井昌司さん

ニュース&トピックス

20 2022年度 外国人支援団体との交流会

連載等

22 常議員会報告 (2022年度 第11回／第4回臨時)

26 臨時総会報告 (2022年度)

27 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

東京家庭裁判所委員会報告

「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」 芹澤真澄

28 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第7回 憲法判例を作るー「岩手靖国違憲訴訟」 澤藤統一郎

30 人権問題最前線

第18回 病棟だからって、みんなに見えたら嫌です。個室モニター事件 市川 尚

31 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第16回 著名事件と弁護士の活動 藤原寛治

33 役立つ! 会務活動

vol.6 陰日向の貢献を目指して 岩田朋子

34 わたしの修習時代

「修習は楽しい」ということーあれから15年 幾星霜ー 61期 関 理秀

35 74期リレーエッセイ

弁護士1年目を振り返って 渡邊雄太

36 心に残る映画

『シン・ウルトラマン』 寺崎裕史

37 コーヒーブレイク

私のアマチュアオーケストラ日記 辻 亜希子

38 会長声明

43 インフォメーション

民法・不動産登記法等改正概要の解説〈後編〉

4月号、5月号の2号にわたってお届けしている所有者不明土地の解消に向けた民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要の解説。後編の本号は、遺産分割等に関する民法改正、不動産登記法の改正及び相続土地国庫帰属制度の創設についてです。

LIBRA 編集会議 富田 寛之, 保高 睦美

CONTENTS

各論4：相続（遺産分割）・相続財産の管理等に関する規定の見直し	2頁
各論5：不動産登記法の改正について	8頁
各論6：相続土地国庫帰属法について	12頁

4月号（前編） CONTENTS

総論：令和3年改正民法・不動産登記法等及び相続土地国庫帰属法について
 各論1：相続関係の改正について
 各論2：新しい管理制度の創設
 各論3：共有に関する規定の見直し

【凡例】

令和3年改正民法については、改正後の民法を「改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」と表示し、改正対象となっていない条文は「民法」と表示した。

各論4

相続（遺産分割）・相続財産の管理等に関する規定の見直し

法制委員会委員 山崎 岳人 (64期)

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による改正後の民法では、所有者不明土地*1の発生原因の全体の約3分の2が相続登記の未了であること*2等を踏まえて、所有者不明土地の発生予防と既存の所有者不明土地の円滑利用等を主な目的として、相続（遺産分割）及び相続財産の管理等に関する規定の見直しがなされた。

第1 相続（遺産分割）に関する規律の見直し

相続（遺産分割）に関する規律の見直しは、①具体的相続分による遺産分割の時的限界の創設、②遺産分割の禁止に関する規律の明確化、③相続財産について共有に関する規定が適用される場合の規律の明確化の3点に分けられる。このうち上記①の規律の創

設は相続人の有する「遺産分割上の権利」*3を新たに制限するものであり*4、実務に与える影響は大きい*5。

1 具体的相続分による遺産分割の時的限界の創設

改正民法により「期間経過後の遺産の分割における相続分」との見出しが付された改正民法904条の3が新設された。

(1) 原則：10年経過後は具体的相続分による遺産の分割はできない

特別受益の相続分を定める民法903条及び904条、寄与分を定める民法904条の2の規定は、原則として、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については適用されないこととされた（改正民法904条の3）。すなわち、具体的相続分による分割の利益は相続開始の時から10年を経過すると消失し、遺産分割の基準を定めた民法906条は適用されるものの、法定相続分又は指定相続分（以下「法定相続分等」という）による遺産分割をすることが基本的に強制される。相続開始時から10年という期間の長さは、遺留分侵害額請求の除斥期間や客観的起算点からの債権の消滅時効の期間を参考に定められた*6。

改正前民法では遺産の分割にはなんらの時的限界がなく、それが相続登記未了の状態を放置する原因の1つであると考えられた。そこで、「相続開始の時から10年」という時的限界を設けることで、具体的相続分によることを主張する相続人に対し早期に遺産分割をさせるインセンティブを与え、所有者不明土地の発生を予防しようとするのが企図された。また、法定相続分等による遺産分割の場合には考慮すべき要素が減り、遺産分割が容易になることで、既存の所有者

不明土地の解消にも資するものだと考えられている*7。

具体的相続分による遺産分割に時的限界を設けることについては、事案によっては遺産分割の公平性を損なうおそれがあることや、特別受益・寄与分を争う側の弁護士が相続開始時から10年の経過を待つようにアドバイスすることへの弁護士倫理上の懸念がすでに示されているところである*8。

(2) 調停等の取下げに関する相手方の同意

改正民法904条の3の新設を受けて、相続開始の時から10年を経過した後は、遺産分割の請求の取下げは相手方の同意を得なければ、その効力を生じないこととされた（改正家事事件手続法（以下「改正家事」という）199条2項、同273条2項）。10年経過後に調停・審判が取り下げられると、相手方は具体的相続分による遺産分割ができなくなるという不利益を被るからである。したがって、特別受益や寄与分が問題とされている遺産分割の調停や審判で、相続開始の時から10年を経過したものについては、その取下げに同意してはならない。

(3) 例外：10年経過後も具体的相続分によることができる場合

改正民法904条の3の各号に掲げられた事情がある場合及び相続人間の合意がある場合には、相続開始から10年を経過した後であっても、例外的に具体的相続分による遺産分割をすることができることとされた。

ア 10年経過前の遺産分割の請求

改正民法904条の3の各号に掲げられた事情の1つが、相続開始の時から10年を経過する前に相続人が家庭裁判所に遺産の分割を請求したときである（改正

*1：「所有者不明土地」とは「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地」をいう（法務省 村松秀樹＝大谷太郎 編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」2頁・金融財政事情研究会・2022年。以下同書を「Q&A改正民法等」という）。

*2：Q&A改正民法等3頁。

*3：「法制審議会民法・不動産登記法部会」の部会資料42・3頁（以下同審議会に提出された部会資料を「部会資料」といい、資料番号を付す）。
<https://www.moj.go.jp/content/001327457.pdf>

*4：水津太郎「新しい相続法—令和3年民法等改正と遺産共有」ジュリ1562号51頁。

*5：中込一洋『実務解説 改正物権法』141頁・弘文堂・2022年（以下「中込実務解説」という）。

*6：法務省民事局参事官室・民事第二課「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」128頁（令和2年1月）（以下「中間試案補足説明」という）。
<https://www.moj.go.jp/content/001312344.pdf>

*7：以上、本段落1行目から3行目につきQ&A改正民法等243頁以下。

*8：佐久間毅外「[座談会]改正の意義と今後の展望」ジュリ1562号19頁〔中村晶子発言〕。

民法904条の3第1号)。具体的相続分による分割の利益を消失させることの正当化理由の1つは「具体的相続分によれば法定相続分によるよりも多くの財産を取得できると考える相続人に対して、自己の利益を確保するために一定の期間内に必要な手続を要求することは、他の法制度等と比較しても不合理ではない」点にあるので*9、法定の期間内に遺産の分割を家庭裁判所に請求した相続人は保護されることとされた。

イ 10年経過前6か月以内の間の「やむを得ない事由」の存在

また、相続開始の時から10年の期間の満了前6か月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から6か月を経過する前に、その相続人が家庭裁判所に遺産の分割を請求したときも具体的相続分によることができることとされた（改正民法904条の3第2号）。「客観的な事情からして、相続人において遺産分割の申立てをすることを期待することがおおよそできないケースには、例外を認めることが考えられる」*10との判断のもと、時効の完成猶予制度（民法158条以下）を参考として設けられた例外事由である*11。やむを得ない事由は10年の期間満了前6か月以内の間継続する必要はなく、いずれかの時点で存在すればよいと解されている*12。

ウ 相続人間の合意

明文の規定はないが、相続人間の合意があれば、相続開始の時から10年経過後であっても具体的相続分によることができる*13。すなわち、遺産分割の請求を受けた家庭裁判所は、相続人間の合意に従って遺産の分割をしなければならない。

もっとも、相続開始の時から10年を経過する前に、相続開始の時から10年を経過した後でも具体的相続分によることを相続人間で合意しても、その効力は認められないと解されている*14。こうした合意を認める

と、具体的相続分による遺産分割に時的限界を設けた趣旨が没却されるからである。

(4) 経過措置

改正民法の施行日は令和5年4月1日である。改正民法に関する規律は、改正民法が施行される前の相続にも適用される（改正附則3条前段）。法改正により法の内容はより合理的なものとなるので、改正法の施行後は、施行前の事案にも新たな規律を適用することが適当だと考えられたからである*15。

もっとも、猶予期間を設けないと、改正法の施行と同時に具体的相続分による分割の利益を喪失する者が発生し、妥当ではない。そこで、①「相続開始から10年を経過する時」が「施行時から5年を経過する時」よりも前に到来する場合には後者、②「相続開始から10年を経過する時」が「施行時から5年を経過する時」よりも後に到来する場合には前者をそれぞれ基準とし、当該事案に適用される基準日以降は具体的相続分による遺産分割ができないこととされた（改正附則3条後段）。

2 遺産分割の禁止に関する規律の明確化

遺産分割の方法の指定及び遺産分割の禁止を定めた改正前民法908条に、2項から5項が新設された。

(1) 共同相続人による遺産分割の禁止の契約

共同相続人は、①5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができること、②遺産分割の禁止期間の終期は相続開始の時から10年を超えることができないことが明記された（改正民法908条2項）。また、③遺産分割禁止の契約は5年以内の期間を定めて更新することができるが、④その終期は相続開始の時から10年を超えることはできないこととされた（同条3項）。改

* 9：中間試案補足説明127頁。

* 10：部会資料31・24頁。<https://www.moj.go.jp/content/001322909.pdf>

* 11：部会資料41・7頁。<https://www.moj.go.jp/content/001327456.pdf>

* 12：Q&A改正民法等249頁。

* 13：Q&A改正民法等250頁。

* 14：同上。

* 15：Q&A改正民法等388頁。

正前民法の解釈に基づくルールを明確化するための改正である*16。

(2) 家庭裁判所による遺産分割の禁止の審判

共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときで、特別の事由があるときには、家庭裁判所は従前から遺産分割を禁止することができたが（改正前民法907条3項。なお、同条は削除され、改正民法908条4項・5項が対応する）、遺産分割の禁止の審判についても、上記(1)②乃至④と同様の期間制限が規定された（改正民法908条4項、5項）。上記(1)の場合と同じく、改正前民法の解釈に基づく「規律の内容を明確にする必要がある」*17と考えられたからである。

3 相続財産について共有に関する規定が適用される場合の規律の明確化

共同相続の効力を定めた改正前民法898条に第2項が加えられ、相続財産について共有に関する規定を適用するときは、法定相続分等をもって各相続人の共有持分とすることが規定された（改正民法898条2項）。

(1) 改正前民法における議論の状況

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する（民法898条1項。以下「遺産共有」という）。そして、遺産共有は、民法249条以下に規定する共有（以下「通常共有」という）とその性質を異にするものではないと解されている（最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁）。

かかる解釈を前提に、改正前民法では、遺産共有された共有物の管理に関する事項は、各共同相続人の「相続分」の割合に従ってその過半数をもって決すると理解されていた（改正前民法252条本文参照）。もっとも、ここにいる「相続分」が法定相続分等によ

るか、具体的相続分によるかについては明文の規定はなく、解釈に頼るほかなかった*18。「相続分」に関する解釈としては、相続人間の公平を重んじれば、特別受益・寄与分を考慮した具体的相続分ということになる。一方で、具体的相続分の正確な数値の算出困難等を理由に「共同相続財産の管理についても、その決定基準となる相続分は法定ないし指定相続分を意味していると理解するほかないと思われる」旨の見解や、具体的相続分は「それ自体を実体法上の権利関係であるということとはでき（ない）」旨の判例（最判平成12年2月24日民集54巻2号523頁）の立場からすれば法定相続分を意味することになる旨の見解も示されていたところである*19。

(2) 法定相続分等によることの明文化

改正民法では、上述のとおり、法定相続分等をもって各相続人の共有持分とされた（改正民法898条2項）。その理由は「實際上具体的相続分を確定することは容易ではなく、（中略）これを基準として用いることは困難であるほか、持分の価格の過半数で決する事項の中には第三者との関係が問題となる事項があり、通常、遺産共有が第三者との関係で問題となるケースでは法定相続分が基準として用いられていること等」*20の点にある。

なお、共同相続人が指定相続分による決定を第三者に対抗するためには、対抗要件を具備する必要がある（民法899条の2）。そのため、対抗要件を具備する前は、第三者は、法定相続分を基準にされた決定が有効であると主張することができることになる*21。

(3) あてはめ：通常共有持分と遺産共有持分が併存する場合

通常共有持分と遺産共有持分が併存する場合には、法定相続分等に応じた共有持分があることを前提に共有に関する規定を適用すればよいと理解されてい

* 16 : Q&A改正民法等255頁、部会資料31・29頁。

* 17 : 部会資料31・28頁。

* 18 : Q&A改正民法等242頁。

* 19 : 谷口知平・久貴忠彦編『新版 注釈民法(27) 相続(2) [補訂版]』110頁乃至111頁 [宮井忠夫・佐藤義彦] (有斐閣, 平成25年)。

* 20 : 中間試案補足説明120頁。

* 21 : Q&A改正民法等243頁。

る*22。すなわち、改正民法898条2項が定めるルールは、相続人間のみでの意思決定で適用される基準ではない*23。たとえば、AとBが持分を各2分の1として甲不動産を共有するときに、Aが亡くなり、Aの相続人が配偶者X1、子X2及び子X3の3人だとすると、甲不動産の共有持分についてX1が4分の1（＝2分の1【Aの通常共有持分】×2分の1【X1の遺産共有持分】）、X2及び3が各8分の1（＝2分の1【Aの通常共有持分】×4分の1【X2・3の各遺産共有持分】）、Bが2分の1として共有に関する規定が適用される。

第2 相続財産の管理等に関する規律の見直し

相続財産の管理等に関する規律の見直しは、①相続財産の保存のための相続財産管理制度の見直し、②相続放棄後の相続財産管理制度の見直し、③相続財産の清算制度の見直しの3点に分けられる。このうち上記①の見直しは相続財産の保存に必要な処分が発令できる範囲を広げたものであり、実務に与える影響は大きい*24。

1 相続財産の保存のための相続財産管理制度の見直し

改正民法では、「相続財産の保存」との見出しが付された改正民法897条の2が新設された。相続人に放置されて荒廃した土地を、相続財産管理制度を利用して適切に管理したいという要請に応えるための改正である*25。

(1) 包括的な相続財産管理制度の創設

改正前民法では、相続財産の保存をするための管理については、①相続の承認又は放棄までの間（改正前民法918条2項）、②限定承認がされた後（改正前民

法926条2項）、③相続の放棄後に次順位者が相続財産の管理を始めるまでの間（改正前民法940条2項）について制度が整えられていた（以下「改正前既存制度」という）。一方で、④相続の承認後から遺産分割がなされる前の間と、⑤相続人のあることが明らかでない場合において相続財産清算人（相続財産の清算を目的とする場合に裁判所に選任される者の新たな呼称。詳しくは後述3参照。以下、同じ）が選任されていない間については、相続財産管理制度はなかった*26。そこで、相続の段階にかかわらず、いつでも、遺産分割前の相続財産について、その物理的状況や経済的価値の維持を目的とする包括的な相続財産管理制度が創設された。改正前既存制度は廃止され、新制度に統合されている。

(2) 相続財産の保存に必要な処分をするための要件

改正民法では、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命じることができることとされた（改正民法897条の2第1項本文。以下、相続財産の管理人を「相続財産管理人」という）。

処分の必要性は、相続人の存否に影響を受ける。相続人が存在する場合には、その者が相続財産を管理すべきだと考えられているためである*27。したがって、申立人は、相続人の範囲・所在等を調査のうえ、相続財産を保存するための処分の必要性について主張立証する必要がある。処分の必要性が認められるケースとしては、たとえば、①相続人が存在するが保存行為をしない場合や、②相続人のあることが明らかでなく、放置すれば相続財産の物理的状況や経済的価値の維持が困難である場合などが想定されている*28。

一方、相続財産を管理する者が確定しているときは、相続財産の保存に必要な処分を命じる必要はない。

* 22：Q&A改正民法等244頁。

* 23：Q&A改正民法等244頁（注）。

* 24：中込実務解説133頁。

* 25：中間試案補足説明79頁乃至80頁。

* 26：中間試案補足説明80頁。

* 27：Q&A改正民法等225頁。

* 28：同上。

そこで、処分の必要性が定型的に認められないケースについては処分を命じることが一律に禁じられた。すなわち、①相続人が1人である場合で、その相続人が単純承認をしたとき、②相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、③相続財産清算人が選任されているときである（改正民法897条の2第1項ただし書）。

(3) 相続財産管理人による供託制度の創設

相続財産の保存のための相続財産管理人は、相続財産の処分等により生じた金銭を受け取ったときは、その金銭を相続人に引き渡さなければならない。何らかの事情で相続人に引き渡すことができない場合には、相続財産管理人はその金銭を保管し続けなければならない。その保管をしている限り、職務を終了させることは困難となる。

そこで、相続財産管理人は、相続財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、当該金銭を相続財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができることとされた（改正家事190条の2第2項において準用する146条の2第1項）。相続財産管理人が保管するすべての財産が供託されると、管理すべき財産がなくなり、相続人・管理人・利害関係人の申立てにより又は職権で、処分は取り消され（改正家事190条の2第2項において準用する147条）、相続財産管理人の職務は終了する。

(4) 経過措置

上述のとおり、改正前既存制度は廃止され、新制度に統合された。そこで、①改正民法の施行日前に改正前既存制度に基づきなされた処分は、施行日以後は改正民法897条の2の規定による相続財産の保存のための処分とみなされ、②また、施行日前に改正前既存制度を利用するためになされた処分の申立ては、施行日以後は改正民法897条の2の規定による相続財産

の保存のための処分の請求とみなされることとされた（改正附則2条1項、同2項）。

その結果、改正前既存制度により選任された相続財産管理人も、上述(3)の供託制度を利用してその任務を終了させることができるようになった*29。

2 相続放棄後の相続財産管理制度の見直し

改正民法では、相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は相続財産清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならないこととされた（改正民法940条1項）。改正前民法940条1項の定める管理継続義務に関する解釈に不明確な点があり、実際の事件に適用しようとするとき疑問が生じることがある旨の批判があったこと等を踏まえた改正である*30。

改正のポイントは、①相続の放棄をした者が負う義務の範囲が「保存」に限定され、それを超えて管理をする必要がないこと、②保存義務の対象となる財産は「現に占有している」ものに限定され、観念的に占有を承継した相続財産は除かれたこと、③そして、保存義務の終了時期が相続人又は相続財産清算人に引き渡すときであることの3点が明確化されたことである。なお、相続人による受領拒絶や受領ができないときは、相続の放棄をした者は、その財産を供託することによって相続財産の保存を終了させることができる（民法494条1項1号・2号。なお、供託に適しない物の場合につき民法497条）*31。

3 相続財産の清算制度の見直し

(1) 「相続財産清算人」への呼称の変更

改正前民法では、相続財産の保存を目的とする場合も、相続財産の清算を目的とする場合も、家庭裁判所によって選任される者はともに「相続財産の管理人」と呼称されていた（略称は「相続財産管理人」）。異なる職務であるにもかかわらず、同じ呼称が与えら

* 29 : Q&A改正民法等390頁（注）。

* 30 : 中間試案補足説明90頁。

* 31 : Q&A改正民法等235頁（注）。

れていることについて「わかりにくい」等の批判があったことから*32、相続財産の保存を目的とする場合（改正民法897条の2）の名称を「相続財産の管理人」（略称は「相続財産管理人」）とし、清算を目的とする場合の名称を「相続財産の清算人」（略称は「相続財産清算人」）として、両者は区別されることになった。

相続財産清算人が選任されるのは、数人の相続人が限定承認をした場合（改正民法936条）と、相続人のあることが明らかでない場合（改正民法952条）の2つのケースである。呼称が改められたとはいえ、選任される者の権限義務に変更はないので、①施行日前に相続財産を清算するために選任された相続財産

管理人は、施行日以後、相続財産清算人とみなされ、②また、施行日前に相続財産を清算する目的で相続財産管理人の選任を目的になされた申立ては、施行日以後、相続財産清算人の申立てであるとみなされることとされた（改正附則4条1項乃至3項、同7条3項）。

（2）権利確定手続の合理化

また、相続財産の清算における公告の手続が合理化され、権利確定に必要とされる期間が6か月以上に短縮された（改正民法952条2項、同957条1項、同958条）*33。改正前民法では10か月以上要したことへの批判を踏まえた改正である*34。

* 32：Q&A改正民法等236頁。

* 33：Q&A改正民法等239頁に、改正後の想定されるスケジュールを整理した図が掲載されている。

* 34：Q&A改正民法等238頁。

各論 5

不動産登記法の改正について

法制委員会副委員長 角田 智美 (64期)

不動産登記法は、所有者不明土地の解消を目的とし、所有者不明土地の発生を予防する観点から一部改正がなされた。これは、民法等の一部を改正する法律によるものであり、令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布された。

登記実務に関する事項を弁護士が直接担うということは少ないと思うが、本件の改正は、相続等にかかわる改正であるため、弁護士が知っておかなければならないポイントがいくつかある。本稿では、弁護士が抑えておくべきポイントの概要を説明する。

第1 改正の趣旨

改正前は、相続登記や住所変更登記が義務化されていなかったことから、土地所有者が死亡しても相続登記がなされず、また土地所有者が住所変更してもそ

の旨の登記がなされないことが多々あった。これらの登記未了が所有者不明土地の主な発生原因であることが指摘されていたことに伴い、登記申請を義務化し、正確な情報を登記に反映させる仕組みについて改正がなされた。

第2 相続登記について

1 相続登記申請の義務化

相続登記を促し、登記未了状態を防止するため、今回の改正において相続登記の申請が義務化された。具体的には、相続により不動産の所有権を取得した場合、その取得者は、「自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない」（改正不動産登記法（以下「法

という) 76条の2第1項前段) ことが規定された。遺贈による取得の場合も同様となる(同後段)。

これは、単に自らが相続人等であることを知るだけでなく、具体的に不動産を取得したことを知って初めて登記の申請義務が発生することとされている。相続等があったことを知ったとしても、抽象的に相続財産の中に不動産があるようだという程度の認識しかなく、具体的な所在や地番等を知らない時点では、登記することが困難であることから、「当該所有権を取得したことを知った」という要件を満たさないため、相続等の登記申請義務は生じないことになると考えられている(「Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」(以下「Q&A 改正民法等」という) 267頁)。

また、遺産分割が終了していなくても、相続人には、相続登記の申請義務が発生することにも注意が必要である。遺言がなく相続が開始した場合、相続人は法定相続分の割合に応じて所有権を取得したと考え、遺産分割協議が終了する前であっても相続登記の申請義務が発生することになる。そのため、遺産分割協議が長期化し、3年を超えるようなものとなる場合には、相続登記の失念に十分に注意しなければならない。

加えて、遺産分割前に相続登記をした後に、遺産分割が成立した場合は、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、遺産分割が成立した日から3年以内に所有権移転の登記を申請しなければならないとされている(法76条の2第2項)。あくまで、申請義務者は当該相続分を超えて所有権を取得した者であるから、遺産分割協議によりその不動産を所有しなくなった者には申請義務は生じない。

2 相続人申告登記

上記のとおり、相続登記の義務は、遺産分割協議が終了する前にも生じることから、相続人にとって負担が大きくなる。そのため、相続人の負担軽減の観点から、相続登記の申請に代えて、相続人申告登記制度が新設された(法76条の3)。

この相続人申告登記は、相続人が登記名義人の法定相続人であることを申し出る申請義務の履行手段の一つであり、この相続人申告登記の申出をすれば、相続登記の申請義務を履行したものとみなされるため、後述の過料に処されることはない(法76条の3第2項)。

申出の内容は、①所有権の登記名義人について相続が開始した旨、及び②自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨となっている。この相続人申告登記の申出は、相続登記の申請ではないため、相続人全員で行う必要はなく、申告を希望する相続人が単独で申出をすれば足りる。また、申出については、法定相続人がその対象となる不動産を個別に特定した上で行うことが想定されているが、相続関係を証する資料については、相続登記のように法定相続人の範囲を確定するための資料までは不要であり、自らが被相続人の相続人であることがわかる範囲で足りる(Q&A 改正民法等275頁)。加えて、デジタル化の進展などにより添付書面の省略など負担軽減が可能となった場合には、機動的にこれを実現することも予定されている(「法制審議会民法・不動産登記法部会」の部会資料53*1・7頁(以下同審議会に提出された部会資料を「部会資料」といい、資料番号を付す)。

相続人申告登記の具体的な公示方法としては、付記登記によることが想定されており、申告登記の申出をした相続人の氏名、住所を登記官が職権で登記する。申出をしなかった相続人の事項は登記されない。また、各人の持分が登記されるものではなく、あくまで報告的な登記とされる(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議(令和3年2月24日)資料1-1*2参照)。

相続人申告登記はあくまで、相続開始等を知らせるための報告的な登記である以上、相続人申告登記の申出をした者が、登記後に遺産分割によって所有権を取得した場合には、当該遺産の分割の日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない(法76条の3第4項)。

*1 : <https://www.moj.go.jp/content/001335795.pdf>

*2 : <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai7/siryou1-1.pdf>

3 所有不動産記録証明制度

相続が発生しても、相続人が被相続人のすべての不動産を把握できるとは限らない。特に、改正前においては、全国の不動産から特定の者が登記名義人となっているものをすべて網羅的に把握できる仕組みがなかった。

そのため、被相続人が登記名義人となる不動産を相続人が把握できず放置されてしまい、相続登記をしない結果、所有者不明土地に繋がってしまっていた。

そこで、改正法では、「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人（これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下この条において「所有不動産記録証明書」という。）の交付を請求することができる。」（法119条の2）と規定された。つまり、自分が登記名義人である不動産の全部の証明書を交付申請でき、他方で、自分が不動産の登記名義人でなければその旨の証明を求められることができる仕組みが構築された。

また、相続人その他の一般承継人であれば、自らのものだけでなく、被承継人に関する所有不動産記録証明書の交付を請求することができることとされたため、相続財産である不動産の探索も容易となる（同2項）。

第3 住所変更登記について

1 住所変更登記申請の義務化

不動産を購入する際は、買主が新しい所有者となるため、所有者として氏名、住所が登記される。しかし、その所有者の住所が変更になっても住所の変更登記申請は任意手続とされていた。特に所有権の登記名義人が自然人の場合、住所変更しなくても特段不利益が生じない一方で、住所変更は引越などを通じある程度頻繁に起こりうるためその都度、変更の登記をすることは手間や手数料の負担がかかる。このような点から、住所変更が登記されず、結果として所有者不明土地の原因となってしまう。

そのため、相続登記と同様に、住所変更登記の申請も義務化された。具体的には、「所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から2年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない」と規定された（法76条の5）。申請義務期間については、相続登記とは異なり、2年と短縮されていることにも注意が必要である。

2 職権による登記

住所等の変更登記申請の義務化については、実効性を確保するための環境整備として、他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする新たな方策も導入される（法76条の6）。なお、所有者が自然人の場合には、自然人から「申出」がある場合に限り職権登記がなされることになる（法76条の6ただし書）。具体的には、法人の場合と異なり、法務局側から所有者に変更登記することについて確認を行い、その所有者が職権の変更登記に了解したときに、登記官は職権で登記をすることができる。

自然人の場合には、「いわゆるDV被害者等であって最新の住所が公示されることに支障がある者も存在し得ることや、個人情報保護の観点から住民基本台帳を閲覧できる事由を限定している住民基本台帳制度の趣旨等を踏まえると、登記官が所有権の登記名義人の住所等が変更されたという情報を取得したとしても、これを直ちに不動産登記簿に公示することは適当でない」（Q&A改正民法等294頁）とされたことによる。ただし、これは、自然人の住所変更の公示に自由な拒否権を認めるものではない。

職権的登記の具体的なシステムについては、下記のような内容が予定されている（所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（令和3年2月24日）資料1-1*2）。

法人の場合には、①法人が所有権の登記名義人となっている不動産について、会社法人等番号を登記事項に追加する。②法人・商業登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の

情報を通知する。③取得した情報に基づき登記官が変更の登記をする。

自然人の場合には、①登記申請の際、氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」の申出を行う。②登記官が、検索用情報等を用いて住民基本台帳ネットワークシステムに対して照会し、所有権の登記名義人の氏名・住所等の異動情報を取得する。③登記官が、取得した情報に基づき、登記名義人に住所等の変更の登記をすることについて確認をとった上で、変更の登記をする。

第4 外国に住所を有する場合

所有者の住所については、日本国内に住所を有しない場合がある。所有者の住所が日本国内であれば、仮に所有者が住所移転しても、住民票などから所有者の新住所や所在を確認することもできる。しかし、外国では日本のように住所の公示制度が整備されている国が少ないため、所有者の住所が変更となった場合などは、住所変更の登記がされない限り、新住所を知ることが容易でなく、登記名義人である不動産の所有者にアクセスすることが困難となる（部会資料35*3, 13頁）。

この点を踏まえて、国外に住所を有する不動産所有者については、登記記載事項として、氏名、名称、住所等の必要な登記事項（法59条）に加えて、「国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項」が合わせて登記事項とされた（法73条の2第1項2号）。連絡先については、不動産所有者と連絡が取りやすいと思われる不動産関連業者の他、登記申請の代理人となった司法書士等の連絡先でも可能となっており、自然人か法人かを問わないとされている。

第5 過料の制裁

相続登記や住所変更等の登記申請義務の履行促進

のため、申請義務に違反した者に対する過料の規定が設けられた。相続登記の申請義務違反者は10万円以下、住所変更等の登記申請義務違反者は5万円以下の過料に処されることになる（法164条）。

もっとも、登記申請義務期間内に登記申請ができなかったことについて、正当な理由があれば過料に処されないとされている。

相続人申告登記ができない場合の正当な理由としては、①相続人が極めて多数になり戸籍謄本等の必要資料の収集が困難であり他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、②遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケースなどが指摘されている（Q&A改正民法等298頁）。もっとも、これらのケースであっても、自らが相続人であり、不動産の所有権を取得することを知っていれば相続人申告登記ができる以上、安易に正当事由があると判断することは危険だと考える。過料の制裁が現実に科されるかは別として、少なくとも相続人申告登記ができる以上は、相続登記申請義務期間に相続人申告登記をするよう勧めたいところである。

このほかには、③登記の申請義務者に重病等の事情があるケース、④登記申請義務者の生命・身体に危害が及ぶ状態にあつて避難を余儀なくされているケース、⑤経済的に困窮しているため登記に要する費用を負担する能力がないケースなども指摘されている（Q&A改正民法等298頁）。正当事由の有無についても、ケースバイケースであるものの、このような指摘は参考になる。

第6 施行日

相続登記申請の義務化や相続人申告登記制度については、令和6年4月1日から施行される（法附則1条2号、令和3年12月17日政令322号）。

他方で、住所変更等の登記申請の義務化については、施行日は確定していないが、令和8年4月までに施行されることになる（法附則1条3号）。

* 3 : <https://www.moj.go.jp/content/001324102.pdf>

相続土地国庫帰属法について

法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57 期)

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）（令和3年法律25号）は、令和3年改正民法等とともに、令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布された。令和3年改正民法等、および相続土地国庫帰属法は、社会経済情勢の変化に伴い、所有者不明土地が増加していることに鑑み、この問題を解決するために、民事基本法制の見直しの一環として行われたものである。

相続土地国庫帰属法は、主に、所有者不明土地の発生を抑制する観点から制定されたものであり、相続等によって土地の所有権等を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度である（相続土地国庫帰属法（以下「法」という）1条）。

第1 申請権者

1 申請権者が限定されている趣旨について

今回の民事基本法制の見直しの中で、「相続を契機としてやむを得ず土地を取得した者については、積極的な土地の利用意向がないにもかかわらず、積極的に土地を取得した者と同様に土地の管理についての責務」*1を負担させることは酷であるとして、一定の限度で土地管理の責務を免れる方策が検討されていた。他方、「土地所有権の国庫帰属には、土地の所有に伴う義務・責任や管理コストを国に転嫁し、最終的に国民がその管理コストを負担するという側面がある」*2との指摘もあった。そこで、相続土地国庫帰属法においては、相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に、承認申請権が与えられることとなった（法2条）。

2 具体的要件について

(1) 土地の単独所有者による承認申請（法2条1項）

相続等により、土地の所有権の全部を取得した者は、相続土地国庫帰属の承認申請を行うことができる。承認申請者が当該土地の所有権を単独で相続した原因は問われなため、相続させる旨の遺言によるケースでも、遺産分割によるケースでもよいとされている。また、相続人に対する遺贈も「相続等」（法1条）に含まれるため、相続人が包括遺贈、特定遺贈のいずれかによって、当該土地所有権を取得した場合も、相続土地国庫帰属の承認申請を行うことができる。

また、相続により土地の所有権の一部を取得し、結果、当該土地を単独所有することとなった場合にも、当該相続人は相続土地国庫帰属の承認申請を行うことができる。

(2) 土地の共有者全員による承認申請（法2条2項）

相続等により、土地の共有持分を取得した者であっても、単独所有者と同様、土地の管理コストについて、負担感を感じるケースはある。そのため、単独所有の場合と同様、相続により土地の共有持分を取得した場合でも、国庫帰属の承認申請を認める必要性はあるが、共有持分が国庫帰属することとなると、国が共有者となり、単独所有の場合と比較して土地の管理に過大な費用や労力を要することとなる。

そこで、相続等により土地の共有持分を取得した者は、相続土地国庫帰属の承認申請を行うことができるが、その申請は共有者の全員が共同して申請する必要がある（法2条2項前段）。この共有者全員による共同申請が認められていることにより、相続等以外を原

* 1：村松秀樹＝大谷太編著『Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』（金融財政事情研究会，2022年）（以下「Q&A 改正民法等」という）344頁

* 2：中込一洋著『実務解説 改正物権法』（弘文堂，2022年）364頁

因として土地共有持分を取得した者であっても、相続等により土地共有持分を取得した者と共同で申請する場合に限り、相続土地国庫帰属の承認申請を行うことができる（同項後段）。

第2 国庫帰属の承認が認められない土地の要件

1 国庫帰属の承認が認められない土地について

相続土地国庫帰属法では、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として法定されているいずれかの類型に該当する土地については、国庫帰属の承認が認められない。他方、承認申請がなされた土地が、これらの類型のいずれにも該当しないと認めるときは、法務大臣は当該土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない（法5条1項柱書）。

2 却下事由、不許可事由について

(1) 却下事由として列挙されている類型について（法2条3項各号）

法2条3項各号には、「その事由があれば直ちに通常の管理又は処分をするに当たり過大な費用又は労力を有する土地」*3として、以下の類型が列挙されている。

- ア 建物の存する土地（同項1号）
- イ 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地（同項2号）
- ウ 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地（同項3号）
- エ 土壤汚染対策法2条1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地（同項4号）
- オ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地（同項5号）

これらの類型に該当する土地は、そのいずれもが承認申請することができない土地に該当するため（法2条3項柱書）、なされた承認申請は却下されることとなる（法4条1項2号）。

なお、法2条3項3号において、「通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地」と規定されているが、相続土地国庫帰属法施行令2条各号において、以下の類型が列挙されている。

- ア 現に通路の用に供されている土地
- イ 墓地（墓地、埋葬等に関する法律2条5項に規定する墓地をいう。）内の土地
- ウ 境内地（宗教法人法3条に規定する境内地をいう。）
- エ 現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地

(2) 不許可事由として列挙されている類型について（法5条1項各号）

法5条1項各号には、通常の管理又は処分をするに当たり過大な費用又は労力を有する土地に該当するかどうか、「必ずしも定型的な判断ができず、個別に評価する必要」*4がある土地として、以下の類型が列挙されている。

- ア 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの（同項1号）
- イ 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地（同項2号）
- ウ 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地（同項3号）
- エ 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの（同項4号）

*3：Q&A改正民法等356頁

*4：Q&A改正民法等363頁

オ 前各号に掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの（同項5号）

これらの類型のいずれかに該当する土地と判断された場合には、その土地については国庫帰属を承認しない旨の処分がなされることとなる。

なお、不許可事由においても、「政令で定めるもの」としている箇所が複数ある。この点についても相続土地国庫帰属法施行令に定めがあり、たとえば5号のその他の「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」として、以下の類型が列挙されている（施行令3条3項各号）。

ア 土砂の崩壊、地割れ、陥没、水又は汚液の漏出その他の土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地であって、その災害により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体又は財産に被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その被害の拡大又は発生を防止するために当該土地の現状に変更を加える措置（軽微なものを除く。）を講ずる必要があるもの

イ 鳥獣、病害虫その他の動物が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるもの（その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。）

ウ 適切な造林、間伐、保育が実施されていないために、管理に要する費用の他に追加的に造林、間伐又は保育を実施する必要があると認められるもの

エ 当該土地が国庫に帰属した後に法令の規定に基づく処分により国が通常の管理に要する費用以外の費用に係る金銭債務を負担することが確実に認められる土地

オ 所有権が国庫に帰属したことに伴い、法令の規定により承認申請者の金銭債務を国が承継することとなるもの

第3 負担金等

1 国庫帰属の承認申請者に負担金を負担させる趣旨

相続土地の国庫帰属が認められると、承認申請者は、以降、当該土地の管理コストの負担を免れることとなり、かわりに国（ひいては現在、将来の国民）がこの管理コストを負担することとなる。そこで、相続土地国庫帰属法では、実質的公平の観点から、承認が認められた者は、当該土地について、土地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して算定した額の負担金を納付しなければならないとされている（法10条1項）。

2 負担金の算定方法等

相続土地国庫帰属法施行令において、負担金額の額を検討する際の土地の区分として、①宅地、②農地、③森林、④その他（雑種地、原野等）に分類している（施行令4条各号）。そのうえで、市街化区域内の宅地（同条1号）や農用地区域内の農地等（同条2号）、森林（同条3号）については、平米あたりの負担金額が定められており、面積に応じた負担金額が規定されている。他方、同条1号～3号に掲げる土地以外については、負担金額は平米あたりの負担金額ではなく一律20万円とされている（施行令4条4号）。

個々の具体的な負担金額は、法務大臣から、国庫帰属を承認する旨の通知の際、あわせて通知される（法10条2項）。承認申請者は、負担金額の通知を受けた日から30日以内に負担金を納付する必要がある。承認申請者がこの期間内に納付金を納付しないときは、承認は、その効力を失うこととなる（法10条3項）。

3 不服手続

負担金の額に関する通知は、「行政庁の処分当たると解される」*5ため、行政処分に対する不服審査請求や抗告訴訟の対象となると考えられている。なお、先に挙げた却下処分、不承認処分も同様に不服審査請求や抗告訴訟の対象となると考えられている。

*5：Q&A改正民法等371頁

第37回 東京弁護士会人権賞 受賞

桜井 昌司さん

警察・検察，刑事裁判を強い口調で批判する桜井さん。冤罪で29年間にもわたり身柄を拘束され，44年間にもわたり無実を訴え続けた桜井さんの言葉の一つ一つからは，自身のような冤罪犠牲者を二度と生みだしてはいけないという強い思いが伝わってきました。

聞き手・構成：小峯 健介
(2023年1月11日インタビュー実施)



プロフィール◆さくらいしゅうじ 1967年に発生した布川事件(強盗殺人事件)で起訴され，無期懲役判決を受けた。事件から44年間，自らの無実を訴え続け，2011年に再審無罪が確定した。2012年には国家賠償請求訴訟を提起し，東京地裁に続き2021年8月には東京高裁においても勝訴した(確定)。冤罪をなくすための活動に積極的に取り組み，「再審法改正をめざす市民の会」の共同代表を務めている。

— 布川事件(1967年8月発生)で最初に強盗殺人を疑われたとき，どう思いましたか。

真剣に思わない。誰だって自分に関係ないことは，疑われようと何とも思わないですよ。間違っているんだと思うだけ。説明すれば分かるって誰でも思います。アリバイもありますしね。

— でも，結果として自白をしてしまうわけですよね。よく言われることですが，なぜやってもいない人が自白してしまうのでしょうか。

調べが痛いからです。苦しいから，辛いからです。暴力だけじゃない。疑われるということが痛いんですよ。人様に疑われるという痛さを，一般の方は知らなすぎます。警察にお前が犯人だよって疑われることが辛いんです。犯人だとして責められることが痛いんです。

— 犯人でないならば，説明すれば分かってもらえるとも思うのですが。

いや，警察はそういう人たちじゃないので，自分たちが疑ったら，それを100%犯人の証拠として後は痛めつけるんですよ。それが昔も今も変わらない。だから冤罪が生まれる。

— 取調べはどのように行われたのでしょうか。

狭い部屋で痛めつけるんですよ。「お前だ，犯人だ，証拠はある，見た人もある，早く言え，死刑だ」と。

— 当時，弁護人の助力は得ていたのでしょうか。

窃盗罪で起訴されるまでは，国選弁護人はつきませんでしたね。

— 窃盗罪での起訴後は，その弁護人が強盗殺人も担当

されたのでしょうか。

そうですね。でも公判の1週間前しか来ませんでしたよ。しょせんそんなもんですよね。今のように弁護制度は充実していませんから。

— 無罪判決になると思われていたのでしょうか。

確信していましたね。拘置所の職員が，「本割れにならんね，この桜井，無罪じゃないか」，「何の証拠も出てないよな」って言っていましたよね。だってあるわけじゃないじゃないですか，俺は犯人じゃないもんで。

— 一審の担当裁判官はどうでしたか。

すごい人だった。尋問がすごいんですよ。「なぜ自白したんだ，苦しくてもやっていないって言えばいいじゃないか」って。理不尽に調べられる被告人の痛みなんか何も分からない人なんだなと思いましたね。

— 一審で有罪(無期懲役)判決(1970年10月)を宣告されて，この裁判官であつたらしょうがないと思われたのでしょうか。

しょうがないなんて思うわけじゃないですか。裁判というのは証拠に基づいてやると思っているので，何も証拠が示されなかったら無罪じゃないですか。

— その後，高裁でも控訴棄却判決(1973年12月)を受け，どう思われましたか。

まだ最高裁があると。

— 最高裁で上告棄却決定(1978年7月)を受け，どう思われましたか。

叩きつけましたね。腹が立つ。罫紙1000枚ぐらいの自分自身で上告書を書いたんです。それにはちゃんと

応えてくれるだろうと思ったんですけど、何も応えていなかった。そういう意味では本当に腹が立ちましたね。

— 服役されて、再審に向けてどのような活動をされたのでしょうか。

ただ刑務所の中でやれることを一生懸命過ごそうと思って頑張っていましたね。

— 支援者の方に手紙を書かれていたとのことですが。

それは有罪が確定する前の拘置所時代からです。万を超える手紙を出しています。「日本国民救援会」というボランティア組織が多いですね。

— 「日本国民救援会」は、どこでお知りになったのでしょうか。

東京高裁に行ったときに、(共同被告人である)杉山についた柴田五郎弁護士が教えてくれたので。これは裁判だけじゃ勝てないから、社会の皆さんに支援してもらわなければならない。それで救援会という組織があるので訴えろって。

— 救援会からはどのような支援を受けられたのでしょうか。

カンパというか寄付をもらったり、あるいは手紙で激励されたり、裁判所に対する要請をしてくれたり、支援組織をつくってくれたりと。

— 支援者の輪も広がっていったのですね。

そうです。最終的には全国に2000人ぐらい会員ができて。自分たちが刑務所に行った後に活発になって。いろいろな人が支援してくれて、だんだん広がっていった。

— 第一次再審請求(1983年12月)を行い、これは行けるという思いがあったのでしょうか。

そうですね。異例なんですけど、刑務所から我々を裁判に出廷させたんですよ。

そんなのレアケースだというので、これは何とかやるんじゃないかと思いました。そうしたらその裁判官は、すぐ異動になっちゃったみたい。その次の裁判官が、こいつはどうしようもないやつで、法廷に立った瞬間、ああ、これはだめだと思いました。

— どうしようもないというのは、どういった点からでしょうか。

「前へ」と言って立った瞬間に、俺の目を見つめられないんですよ。これはだめだと思いました。向き合う気がないじゃないですか。自分が今から審理しようとしているのに、目を見られない人はだめですよ、そんな。

— 再審請求棄却決定(1987年3月)に対して即時抗告、さらに特別抗告もされていますが、どのような思いだったのでしょうか。

これはもう弁護団の主張が崩されたので、無理だと思っていました。

— その後、仮釈放が認められて(1996年11月)、どのような活動をされたのでしょうか。

シャバに出てきて一応土木作業をしながら、再審活動に集中していましたね。

— 第二次再審請求(2001年12月)を行い、これは行けそうだという思いがあったのでしょうか。

弁護団の方針として、前回は2つぐらいの証拠しか出さなかったんで、今回はすべての論点に反論しようということをやったの。だからすべての論点に反論しえたので、何とかなるだろうと思いましたね。

— 審理の中で裁判官の手応えはどうでしたか。

ちゃんと向き合っているという気がしましたね。一応最初に証拠開示が検察庁から出てきて、それが、警察官が「録音していません」って隠していたという録音テープだったの。その録音テープに改ざん行為が見つかったんです。これでもう行けると思いましたよ。次から次と毛髪鑑定は出るし、我々と違うと分かる人の毛髪がね。次から次へと出てきたんです、証拠が。

— 担当検察官がちゃんと出してくれる人だったからでしょうか。

いやいや、ミスですよ、ミス。ちゃんとなんか出さない。裁判所に対して文書で「ない」といったんです。それが出てきたんですから。きっとあれがターニングポイントで、裁判所としては文書で嘘を言われたということになるでしょう。

— 再審開始決定(2005年9月)が出て、これでいよいよ再審が始まるという思いが強かったのでしょうか。

ありましたね。

— ところが、検察官が即時抗告をしましたよね。どう思いましたか。

いやあ、抗告するのかと思いましたよね。ただ、やるならやってみよう。中身はほとんどない。具体的反論はできっこないですもん。

— 即時抗告棄却決定(2008年7月)に対しても検察官が特別抗告をしたことについて、どう思いましたか。

狂っていると思いましたよ。自分たちは間違っていないという組織でありたいんじゃないですか。

— 特別抗告も棄却され(2009年12月)、再審が開始されても、検察官は有罪の論告をしたのですよね。

もちろん。40数年にわたって一貫して無実を主張して

いることが悪質だと言いました。こいつはばかだと思いましたよね。

— 再審で無罪判決（2011年5月）が出て、どういうお気持ちでしたか。

無罪にはなりましたが、裁判官の訴訟指揮そのものに腹が立ちました。態度で分かりました。目を見ないんですよ、やっぱり。

— 裁判官によって被告人と向き合う姿勢はいろいろあるわけですね。

そうですね。まっすぐに人と向き合えない精神の人というのはだめですね。

— 再審無罪判決も、弁護団が主張した問題点に全部応えてくれたわけではないのですよね。

応えていないです。だから腹が立ったんですよ。録音テープの改ざんは機械の故障の可能性があると裁判長は言ったんです。ばかやろうでしょう。

— 無罪判決でしっかりとした説明がなされなかったから、国賠をしようと思ったのでしょうか。

いや、それだけじゃないんです。記者会見で無罪になった後に、「桜井、杉山が犯人であることは変わらない」って言ったらしいんですよ、水戸地検の人が。オフレコで。新聞記者と仲がいいので教えてくれたんです。

— 検察には抗議されたのでしょうか。

しないですよ。こんなばかを相手にしようがない。だったら我々の無実の証拠を出させてやろうじゃないかって。もっと戦ってやろうと思って、国賠を始めたんですね。

— 国賠請求訴訟では、地裁判決（2019年5月）及び高裁判決（2021年8月）で画期的ともいわれる勝訴が確定しましたが、どのように評価されていますか。

刑事裁判よりも。刑事裁判というのはやっぱり自白に引きずられる部分があってね、証拠よりもそっちに行っちゃうので、刑事裁判官の質が悪いですね。民事の方が、本当に証拠そのものを判断するというのは徹底しているなという思いがあって、それでどの裁判官を見ても、本当にちゃんと見ているなという気がしていましたよ。

— 捜査機関の責任について、どのようにお考えですか。

警察という組織は冤罪をつくる組織だと、社会も司法も知らなすぎる。彼らは自分たちが行っているのは正義でね、正義のためだったら何をやってもいいと思っているんですよ、基本的に。目の前にいる人が犯人、証

拠がない、だったら証拠をちょっと作ってもいいじゃんという人たちなんです。

— 検察の責任について、どのようにお考えですか。

本当は警察を指揮する立場じゃないですか。本来証拠に基づいて判断すべきじゃないですか。ところがやっぱり彼らも実行力では警察にかなわないし、警察が持ってきたものには逆らえない。それをある意味、不足のものを仕上げるというか。それで証拠を隠したりして犯人にでっち上げる組織なんだと。

— 裁判所、裁判官の責任について、どのようにお考えですか。

一応だまされた部分はあるじゃないですか。証拠をたくさん隠されていたり。でも、彼らこそ本当は証拠に厳格に基づいて人を裁くべきなのに、証拠を乗り越えていますね。そういう意味では裁判官の責任は本当に重いですよ。

— 冤罪被害者としてのご経験を踏まえて、どのような活動をされているのでしょうか。

冤罪仲間を励ます。冤罪になって苦しいけど、辛いけど、それで100%悪い人生にはならないと、あなたにはあなたの人生があるので頑張りなさいとってあげられますよね、自分は。それと、冤罪経験者が声をあげることによって、社会に冤罪を知らしめられる。我々の誰もがなり得る冤罪事件は、あなたの問題ですよと投げかけられる。冤罪体験者として声をあげるべきだと確信しているので、できるだけ声をあげていこうと思っています。

— 「冤罪犠牲者の会」（2019年3月設立）*1に関与されているとのことですが、具体的にはどのような活動をされているのでしょうか。

我々は今まで支援されてきたけど、我々が主体的になって法を変えよう。社会に訴えようという組織なんです。冤罪者はみんな自分が冤罪になると思っていないんですよ。なって初めて知るの。そういう声をあげていって、いまだに証拠を出さなかったり、あるいは警察官は無責任だってね、そういう司法を変えようという運動をしたいということ。

— 「再審法改正をめざす市民の会」（2019年5月設立）*2の活動とは異なるのでしょうか。

同じようなもんですよね。リンクしていますよ。

— 市民の会は、再審における、①証拠開示の問題と②検察官による不服申立ての問題を主として取り上げている

*1 : <https://enzai.org/>

*2 : <https://rain-saishin.org/>

とのことですが、なぜ証拠開示は実現されないのでしょうか。

出したら冤罪が分かっちゃうじゃないですか。彼らだってばかじゃないですから、自分たちが何をしているか知っていますよ。何を持っているかも知っているわけでしょう。全部の証拠開示をしたら、たぶん今、争っている事件の半分は、あっという間に無罪になっちゃうんじゃないですか。それを知っているからこそ、必死に彼らが抵抗をしているだけのことでしょ。

— 開示すべきと考える根拠を教えてください。

だって税金で集めた証拠は検察官のものでしょうか。それを許してきた司法が間違っている。今の証拠開示って中途半端じゃないですか。何があるか分からない。検察官が持っている証拠を弁護士に全部預ければいいんですよ。これでもって、「弁護側は、じゃあ何か月間で反論してください」と。それがフェアだと思いませんか。

— なぜ法改正が進まないのでしょうか。

だって自分たちが法をつくるキャスティングボードを握っているから。検察庁、法務省でしょう。検察、裁判所が、いつも法制審議会の中心じゃないですか。だから我々を入れろって、主張しているんですよ。

— 理屈の上では法律をつくるのは国会のはずですが、やはり役所が主導権ということでしょうかね。

国会議員が、こういう司法の問題になると三権分立で、やたらに司法にかかわれないんだって間違っただ意見を持っているじゃないですか。だからだめなんです。三権分立というのはお互いが監視し合うものじゃないですか。我々は国会議員を今、説得して回っているんですよ。一番大事なのは世論です。これでいいんですよということを問いかけていって知らしめる。

— 検察官による不服申立ての問題についてですが、検察官には抗告権を認めず、何か不満があれば再審判決で主張すればよいというお考えでしょうか。

そうです。それでいいじゃないですか。裁判所の決定には従う。公益の代表者というのは、被害者だけの代表じゃないんですよ。被告人の代表でもあるべきなんです、本来は。だから公益の代表者に抗告権を与える必要がない。

— 冤罪をなくすためにはどうすればよいとお考えですか。

最後には「司法過失罪」。自分たちは、そこまで願っています。今は警察官が偽証しても、証拠をねつ造しても全部スルーじゃないですか。なぜ許されているんですか。捜査を行うに当たった警察官や検察官が偽証を行った場合、証拠をねつ造したり証拠を隠匿した場合、その行為によって罪を得たものと同等の罪を得るという法律をつくりたい。

— なかなか過激な意見のようにも思いますが。

全然過激じゃない。我々国賠で勝ったって、誰も責任を取らない。なぜなんですか。個人責任が逃されるからこそ、彼らは平然と嘘をつくし、証拠をねつ造するんですよ。

— たしかに、国賠において加害公務員個人が責任を負わないことへの批判は以前から指摘されているように思います。

個人責任を問わないということが、どんなに公務員を腐らせているか。やっぱり公務員というのは、嘘をついても平気なんじゃないですか。

— それでも冤罪はなくなるかもしれないかもしれませんが。

人は間違えますから。それはしょうがないんです。間違ったときに速やかに救済できる制度をつくってほしい。なるべく冤罪をつくらない制度をつくらうということだけであって、人は間違っただけです。間違わないという姿勢だからこそ、日本の司法は腐っているんですよ。警察、検察はね。裁判所も。反省もしない。

真面目な警察官や検察官であろうという方が、嘘をつきたいと思っているとは思わないので。組織人として決まったら、そうせざるを得ない。そういう制度をつくることによって、真面目な警察官や検察官も守れるんだと思っているんですよ。だからやっぱり個人責任を問うということは、決して厳しいことじゃなくて、それで嫌な方は警察官や検察官にならないで、違う職業はいっぱいあるのでね。

— 冤罪をなくすために、弁護士として何かできることはありますでしょうか。

今は起訴前の国選弁護が付きましたよね。弁護士さんがやれる仕事って本当に多い。弁護士さんこそ、その段階で見抜いて、こういうことをしなさいよとアドバイスができるんですね。そうすると、かなり冤罪を防げる部分もあるだろうなって。

— 被疑者段階から弁護人が付くことは重要ですよ。

弁護士の意識の問題ね。「あなたにできることはたくさんありますよ」と言ってあげて。もう1つはやっぱり取調べの弁護士立会も実現しないと、完全にね。完全可視化と弁護士立会制度。これも必然ですよ、冤罪をなくすためには。

— 今後の活動目標、夢を教えてください。

最終的には、検察審査会のように「司法審査会」というのをつくって、再審問題をそこに提出する。あるいは警察官や検察官、裁判官の違法行為についてはそこに申し立てる。それで国民が審理して起訴するかどうかを決める。付審判請求のように裁判するという制度をつくりたいですね。それが夢ですね。

2022年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会 副委員長 桐本 裕子 (70期) 委員 俵 公二郎 (73期)
副委員長 李 世燦 (68期) 委員 外海 周二 (56期)

1 3年ぶりの弁護士会館での開催

2022年12月2日に外国人支援団体との交流会が開催された。毎年恒例の本交流会は、新型コロナウイルス感染症問題の影響でオンラインでの開催が続いていた。2022年度は3年ぶりに弁護士会館での開催を実現できた。久々の現地開催だったため参加人数の伸び悩みが懸念されたが、50名以上の方にご参加いただき、分科会は議論等が白熱して時間不足になるなど盛会に終わった。

2 全体講演会

「いのち蝕まれる仮放免者たち 仮放免者と難民申請者、非正規滞在者の実態」

(桐本裕子副委員長)

全体講演会では、NPO法人北関東医療相談会の長澤正隆事務局長から仮放免者等の生活実態や医療実態についてご講演いただいた。長澤氏からは、仮放免者は在留資格がないため国民健康保険に加入できず、加えて就職を禁じられているため収入がなく自由診療での報酬を支払うことができない結果、健康状態に問題を抱えていても病院に行けず、人間らしい生活ができないという問題点の指摘があった。また、在留資格がなく健康保険未加入であることを理由に、通常の保険診療の300%の診療報酬を提示する病院があるなど、仮放免者が適切な医療を受けられない現状が報告された。

長澤氏は、在留資格がない外国人の国民健康保険加入の制度化や在留資格のない外国人に対し、生活保護法を適用すること、仮放免者などに対し無料低額診療事業を行う医療機関への支援等の整備拡充の必要性などを指摘された。

3 第1分科会

「ヘイトクライム～差別犯罪の現状と急がれる対策」

(李世燦副委員長)

第1分科会では、「ヘイトクライム～差別犯罪の現状と急がれる対策」をテーマとして、報告とディスカッションが行われた。2022年は、その前年に発生したウトロ集住地区やコリア国際学園への放火事件の裁判の内容がニュースになる等、ヘイトクライムがよくも悪くも話題となった年であり、ある意味タイムリーな中での開催となった。

まず、金竜介委員が基調報告を行った。金委員は、早急なヘイトクライム対策を求める当会の会長声明を紹介し、ヘイトクライムが近年さらにのさばっていること、ヘイトクライムはヘイトスピーチがその温床となっており、ウトロ放火事件の犯人も、ヤフーニュースのコメント欄を読んで朝鮮・韓国への憎悪を募らせてきたと述べていること等を報告した。そして、ヘイトクライムの温床となったヘイトスピーチも、ヘイトスピーチ解消法が2016年に施行されたにもかかわらずその実効性がないためにこのような事態になっている等と述べ、ヘイトスピーチ規制の必要性を強調した。

基調報告後、参加者によるディスカッションが行われた。分科会には、当委員会の委員のほか、難民支援に携わる方などが参加し、参加者全員が感想を述べた。ヘイトクライム対策が早急に必要との点については、参加者全員の一致をみたように思う。

2023年は、近代日本における最大規模の虐殺事件でありヘイトクライムともいえる関東大震災時の朝鮮人虐殺事件から100年を迎える。その節目にちなんで、当会主催で

シンポジウムを開催する予定である旨、当職から告知し、分科会を締めくくった。

4 第2分科会 意見・情報交換会～入管収容問題の 現在地～

(俵公二郎委員)

第2分科会では、入管収容問題の現在地をテーマとして、仮放免及び医療体制の現状報告並びに意見交換が行われた。

まず、浦城知子委員から、被収容者数、仮放免者数、自主帰国者数、強制送還者数及び職員数等についての報告がなされた。続いて、2018年以降に発出された入管収容に関する指示・通達等の報告がなされた。

全体講演を担当した長澤氏から、浦城委員が報告した「体調不良者等に係る仮放免運用指針」（入管庁警第263号令和3年12月28日・令和4年1月1日実施）に触れ、仮放免の運用に対し、下記の疑問が呈された。

被収容者処遇規則30条には「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」と、少なくとも被収容者に対する医療を提供する義務が規定されているが、仮放免された場合は「被収容者」ではなくなるのか。外に出た瞬間に生活そのものが破綻した人になるではないか。それはまるで「檻の無い監獄」ではないか。

参加者からは、要治療者や末期症状で、収容施設の外に出れば治療が受けられなくなる人に対して、現状の制度のまま仮放免をすることは、そうした人たちに対する責任を放棄するものであるとの意見が寄せられた。

有園洋一委員からは、仮放免の受け皿に問題があることを指摘し、仮放免者に対して生活保護を適用するなど、制度・運用を変更する必要があるとの意見が述べられた。

他の参加者から、2023年に向けての提案として、面会活動を行っている大学のサークル等の若い世代が交流会に参加できることが望ましいとの意見が述べられた。

5 第3分科会 「留学生・子どもの支援に関わる交流会」 について

(外海周二委員)

第3分科会では、「留学生・子どもの支援に関わる交流会」と題して、留学生や子どもに対する支援についての意見交換が行われた。

丸山由紀委員が司会を務め、まずは各参加者の自己紹介をしてもらうこととなり、それぞれの参加者が取り組んでいる活動や考えを順に紹介してもらった。

留学生や子どもの支援としては、日本語学習の支援や生活支援といった、日常生活をサポートする支援を行っているNPO法人その他の支援団体の方が多く参加されており、それ以外では、医療の支援、奨学金の支給といった支援を行っている団体もあった。昨今では、コロナ禍で留学生のアルバイト先がなくなり金銭的に困窮するケースもあり、寄付を募って留学生に経済的支援を行う活動をしているとの報告もあった。日本語学習支援では、最近ではオンライン授業を行うといった方法も普及しているようである。

区役所職員の参加者によると、行政が支援できるのは基本的に在留資格のある外国人であることが前提となっているため、仮放免中で在留資格のない外国人の支援をどのように行っていくかということが今後の課題となっているとのことであった。

様々な立場からの意見に触れたことにより、弁護士は、在留資格や仮放免の問題など、法的な面での解決を支援することができるが、言語や生活の問題など、日常生活に直結する問題を抱える留学生や子どもには、こうした問題に取り組むNPOその他の団体の支援が必要であり、その橋渡しが重要であると感じた。

分科会では、各参加者の活動紹介だけで時間が終わったが、それぞれの団体の活動内容や今後の課題が見えた有意義な機会であった。

令和4年11月30日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43期)

1 裁判所からの説明

- (1) 「令和3年改正少年法の立法経緯と概要」, 「令和3年改正少年法施行後の事件動向について」, 「改正少年法施行後の運用状況について」というテーマでご説明がありました。
- (2) 「令和3年改正少年法の立法経緯と概要」の中では, ①家裁への全件送致・保護処分優先主義の維持, ②原則検送の対象事件の拡大, ③保護処分についての特則, ④刑事事件の特例の不適用, ⑤推知報道の禁止の解除, を柱として説明がありました。さらに審理運営上の留意点として「特定少年の親等の立場」について, 民法上成年となった特定少年には「保護者」は存在しないが, 特定少年の親等は要保護性に関する情報源, 立ち直りの社会的資源であるから, 調査・審判は従前と異なる運用としている, とのことでした。この点は(3)の中でも言及され, 東京家裁が特定少年の親等の手続への関与を重視している姿勢が感じられました。
- (3) 「特定少年に対する社会調査」として, 少年, 父母, 関係者等との面接や関係機関等からの情報収集, 非行の要因やメカニズムの分析, 再非行防止のための教育的な働きかけなどを行っており, 社会調査の目的, 調査官の役割は特定少年と17歳以下の少年で方法等に大きな違いはない, とのことでした。「特定少年の親の位置づけ」については, 調査・審判への出頭義務はないが可能な限り親の出席を求めており, 大部分は調査・審判に協力的であるが, 出頭義務がないため非協力的な場合は対応に苦慮しているとのことでした。また, 「特定少年に対する教育的措置」については, 現場の印象として, 内面はまだ未熟で一般に成人として期待される自覚や責任感は不十分であり相応の教育的な働きかけが必要と考えていること, 家裁で実施しているプログラムを特定少年にも実施し17歳以下の少年とほぼ同様に効果ができていること, 特定少年の親も協力義務はないにもかかわらず積極的に参加していることが報告されました。新たな教育的措置のニーズとして, ①クレジットカードの作成, 携帯電話の契約等の法的契約に伴う新たな犯罪やトラブルへの関与の可能性を踏まえた

対応, ②特定少年の親への働きかけの在り方が提示されました。

2 意見交換

「特定少年に関する学校での指導」に関して, 保護者の同席を求めることが難しい場合がある, 指導の内容は教師の中にも認識の違いがある, もう成年だからと割り切る親や教師もいるように思う, 保護処分優先主義の考え方にとっても関心をもっている, 多様なニーズがある中で学校の在り方が問われていると感じるとの趣旨の発言がありました。また, 「推知報道禁止の解除」に関連して, 別の庁の事案で逆送されて起訴という段階で実名報道を原則としつつも可塑性に富む少年の更生等との関係で検討を要するケースがあった, 検討要素として家裁がどのような社会調査を実施し決定をしたのが重要であるとしてとらえている, 調査の中身を充実させその結果を決定の中に可能な範囲で反映してほしいとの趣旨の発言がありました。さらに少年鑑別所等の矯正施設から社会生活に戻る女性の場合には当該女性に関する情報共有や相談部門との連携がなされることが望ましいとの発言がありました。特定少年の親等について東京家裁本庁では従前と変わらず手続に関与させている点に共感するが, 関与については各裁判官の判断によるので, 将来的に調査の対象としない, 審判に在廷させないようなことにならないように希望するとの発言もありました。

- 3 今回は, 法曹関係者以外の委員が活発に発言され, その内容は大変勉強になりました。

そして, 当日の発言の中に, 特定少年をもっと大人として扱ったほうが良いという趣旨のものはなかったという印象をもちました。

- 4 次回の家庭裁判所委員会は, 2023年6月21日に開催予定で, テーマは「面会交流について」です。

地方裁判所委員会, 家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら, 下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先: 司法調査課 TEL 03-3581-2207

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第7回 憲法判例を作る —「岩手靖国違憲訴訟」

会員 澤藤 統一郎 (23期)

「政教分離を守る会」との出会い

1980年12月のある日、当時盛岡で開業していた私の小さな法律事務所に4人の来客を迎えた。お二人の牧師と市議会議員と元教員。それぞれが、「政教分離を守る会」の会員としての活動を熱く語った。私は、地元の市民による草の根の憲法運動に感動を覚えた。

この4人には具体的な来訪の目的があった。当時保守勢力は、靖国神社国家護持運動に代えて、地方議会の公式参拝促進決議獲得運動を全国展開していた。前年12月に岩手県議会でも成立したこの決議を違憲とする訴訟を引き受けてくれないかという相談だった。

決議は、内閣総理大臣と衆参両議院議長を宛先として、「靖国神社公式参拝を実現されたい」という表題。その理由を「靖国神社250万英霊に対し尊崇感謝の誠を捧げ、国として公式に礼を尽くすことは極めて当然…。しかるに、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下のご参拝も内閣総理大臣の参拝もすべて個人的なものとして扱われ…極めて遺憾、速やかに靖国神社公式参拝が実現されるよう強く要望する」としていた。

違憲の決議とは思ったが、一般市民が原告となってその違憲違法を争うことは難しい。いったんは無理筋の依頼と考えると、客観訴訟は許されない、原告には訴えの利益がなくてはならない、議会の自律権の尊重という考えもあるなど、法律家の常識を説明した。「訴状を出しても、門前払いの却下になるのがオチでしょう」とも言った。

ところが相談者たちは納得しない。「違憲行為を司法がチェックできないというのはおかしい」「裁判所というのは、いったい何のためにあるんですか」「何とか手段が考えられませんか」…。その熱心さに負けてつい口走った。

「地方自治法に住民訴訟という制度があります。も

し、その決議の執行に公費の支出があれば、県の監査委員会への監査請求を経て、住民訴訟ができるかもしれません」。口は災いの元。これを聞いた相談者たちが色めき立った。「この決議に伴う違法な支出というのはどんなものでしょうか」「ウーン。この決議文を首相や両院の議長などに郵送していたら、40円の切手代が違法支出となって、損害賠償の対象になるかも知れませんね」「切手代、なるほど。40円の裁判なんて面白いじゃないですか」

この瞬間に「岩手靖国公式参拝違憲訴訟」が始まった。私は、以後11年余にわたって関わることになる。

訴訟準備は担当弁護士の役得

盛岡地裁への訴訟提起は、1981年3月16日。被告は、違憲決議に賛成の表決をした保守系議員40名等。請求の趣旨は、「被告らは連帯して岩手県に対し、7万1657円（決議持参の交通費分）を支払え」というもの。靖国神社公式参拝の違憲判断を求める全国第1号の訴訟であった。

公式参拝訴訟が進行中に、1962年以来長年にわたって岩手県が靖国神社の祭礼に、玉串料・献灯料を欠かさず奉納してきたことが明らかとなった。その額年間2万1000円である。「政教分離を守る会」はこれを違憲と主張して、県民10名が原告となって、県費からの玉串料等の支出分の損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

こうして、「公式参拝違憲訴訟」と「玉串料違憲訴訟」が併合して進行することになった。併せて「岩手靖国違憲訴訟」と呼んでいる。

岩手靖国違憲訴訟一審のハイライトは、「1983年夏の陣」であった。この夏、集中的に行われた4名の証人の証言に裁判長は熱心に耳を傾けた。原告申請の宗教学者・村上重良氏、歴史学者・大江志乃夫氏、憲法行政法学者・高柳信一氏、それに被告申請の靖

国神社禰宜・神野藤重申氏である。歴史的・宗教的・法的に、靖国とは何か、政教分離とは何か。靖国神社は天皇制や戦争・陸海軍とどのように結びついていたかが余すところなく詳らかにされた。

この証言の打合せのために各証人のご自宅を何度も訪ねて陳述書を練り、尋問事項を作った。これは、担当弁護士の大きな役得である。このときの大江さんの分厚い陳述書は、岩波新書「靖国神社」となっている。この立証を通じて、政教分離を守る運動は、優れて反靖国・反戦の平和運動という確信を得た。

原告側は1984年春の結審を予定していたが、突然裁判長交代となった。新裁判長は判検交流の元仙台法務局訟務部長。早期結審の予定は一転変更となったが、この元訟務部長が転任間際の1987年3月に政権寄り判決を書いた。敗訴の苦さが忘れられない。論理において最低、結論において最悪の事実上の合憲判決（盛岡地方裁判所1987（昭和62）年3月5日判決・行政事件裁判例集38巻2～3号166頁）であった。

「敗訴の苦汁」から「逆転の歓喜」へ

一審盛岡地裁段階での原告側弁護団は3名。23期の私と、17期の菅原一郎、瞳夫妻。岩手弁護団は、仙台の弁護士諸兄姉に弁護団結成を要請した。そして、仙台弁護士会の会員を中心に55名の大弁護団が立ち上がり、論点ごとに分担しての詳細な主張と拳証が重ねられた。

こうして、輝かしい「岩手靖国違憲訴訟・仙台高裁判決」（1991年1月10日）の言い渡し日を迎える。憲法判断においては、望みうる限り最高の内容となった。極めて明快に、内閣総理大臣と天皇の靖国神社公式参拝を違憲と断じた。県費から靖国神社への玉串料献灯料奉納名下の寄附も違憲とした。提訴日を同一とする愛媛玉串料訴訟の上告審大法廷判決（最高裁判所1997（平成9）年4月2日・最高裁判所民事

判例集51巻4号1673頁）の6年前のことである。

控訴審判決は、目的効果基準を厳格分離説的に活用したものとなった。天皇、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝については、こう結論づけている。

「公的資格においてなされる公式参拝がもたらす直接的、顕在的な影響及び将来予想される間接的、潜在的な動向を総合考慮すれば、公式参拝における国と宗教法人靖国神社との宗教上のかかわり合いは、我が国の憲法の掲げて立つ政教分離原則に照らし、相当とされる限度を超えるものと断定せざるをえない。公式参拝は、憲法二〇条三項が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為といわなければならない。」

この違憲判決を勝ち取った控訴審弁護団メンバーの献身的な活動に、あらためて敬意を表したい。

もっとも、この控訴審判決は主文では敗訴だった。岩手県は「公務員等の懲戒免除等に関する法律」を根拠に、「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」を制定していた。判決はその効力を認めたのだ。いまだに釈然としないものが残るが、高裁の貴重な違憲判決が確定して、最高裁に上告されずに済んだことを当時は大喜びした。

「英霊にこたえる会」の靖国神社公式参拝促進運動に呼応した決議は、県議会レベルで37、市町村議会レベルでは1548に及んでいる。これに対して、「訴訟を提起して一矢報いよう」と発想したのは、岩手のみであった。政教分離を求める市民の運動あればこそその訴訟であり判決である。このような市民運動との出会いを幸運にも誇りにも思う。

なお、違憲決議推進の司令塔となった「英霊にこたえる会」の初代会長が元最高裁長官、それも「ブルーパージ（青法協弾圧）」で名を上げた石田和外であった。最高裁の体質を物語るものとして、深刻な問題である。けっして昔話ではない。



第18回 病棟だからって、みんなに見えたら嫌です。 個室モニター事件

人権擁護委員会委員 市川 尚 (48期)

「貴院は…申立人が貴院に入院していた当時、申立人が入院していた病室内の映像を映し出したモニターについて、これを他の入院患者が視認できる状態にありました。貴院の行為は、申立人の人権を侵害するものであります。

その後、相応の改善がなされた模様ですが、当会は、事柄の重要性から、上記の旨指摘した上、貴院に対し、今後も入院患者等の人権に十分な配慮をした対応を行うよう、要望いたします。」

都内のA病院に、当会がこう「要望」したのが2018年5月9日だった。

申立人は、担当医の、衝動的な異常行動の防止のためには隔離処遇が妥当との判断により、A病院の隔離病棟内の監視カメラ付き病室に医療保護入院となった。

同室内はトイレを含むほぼ全体が常時カメラで撮影されており、その映像（動画）はナースステーション内のモニターに映し出され、ここが問題なのだが、医療関係者以外の者、たとえば一定の範囲の他の入院患者からも——ステーションの窓越しではあるが——見えるようになっていた。

これは、重大な人権侵害だというのが申立人の主張であった。

たしかに、居室内の動静、姿態を他人に見られることなく私生活を送る権利は憲法13条が保障する人格権といえる。

ただ、病院側にも、言い分があった。すなわち、患者の自殺などの事故を未然に防ぐため、病院としては、その挙動をよく観察、把握しておく必要がある。しかるに、巡回・目視だけでは限界があり、監視カメラによる常時撮影こそ有効だ。さらに、病院は決して隠

し撮りをしているわけではない、むしろ、入院時には監視カメラがあることを家族に説明していた…。

しかし、撮影に一定の必要性が認められるとしても、また、室内をくまなく撮影するのが合理的だとしても、モニター画像が医療関係者以外の第三者に見られる常況にあったことは大問題であり、そのようなモニターに申出人の一挙手一投足を映し出す画像撮影は、手段・方法の相当性を欠いた人権侵害と言わざるを得ない。

これが当会人権擁護委員会の結論であった。

もっとも、A病院では、申立人の苦情を受け、モニター画面の一部に紙を貼ったり、ナースステーションの窓に特殊フィルムを施すなどして、医療関係者以外がモニターを見られないよう、改善を果たしたとのこと（つまり、手段・方法の相当性の問題は、クリアしようと思えばクリアできたのであり、それを求めることは決してA病院に無理難題を強いることでなかった）。

事後的とはいえ、このような改善にも着目し、当会は、本件については、人権擁護委員会事件処理細則上の「事件の処理」として、警告ないし勧告相当とはせず、頭書のとおり「要望」をするに止めた。

最近でも、拘置所で被収容者が監視カメラ付き居室に収容されていた件に関して当会が警告を発した例があるが、刑事施設のみならず、病棟など、とかく監視の必要性が強調される閉鎖空間では、監視カメラによる動静監視などもある程度やむを得ない…といった空気感から漫然と施設管理が続けられており、その問題性に私たちの「気付き」が及ばないことも多い。

本件申立は、A病院だけでない、そういった無自覚的に感覚が鈍磨してしまっている社会の現状にも反省を迫るものであったといえよう。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第16回 著名事件と弁護士活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 藤原 寛治 (17期)

1 明治後期の時代風潮と著名事件

明治憲法公布(明治22年)以降の明治期のがわが国は、近代国家の骨格を作りつつ富国強兵へ突き進み、官業と政府の庇護を受けた民業が飛躍的に力を伸ばし、戦勝気分が酔った危ういナショナリズムが高揚した一方で、労働者や農民の困窮が際立った時代で、足尾銅山鉍毒事件(33年)、東京市疑獄事件(28年及び34年)、日本製糖疑獄事件(42年)、日比谷焼き打ち事件(38年)、大逆事件(44年)など、この時代を色濃く反映した数々の事件が起きた。なかでも足尾銅山鉍毒事件は、明治初年に閉山同然だった銅山が、明治10年頃以降、国内銅生産の40%を産出する大鉍山に急成長したが、その過程で、堆積した鉍山廃棄物を山地から渡良瀬川に大量に流下させ同川下流の栃木・群馬両県下にまたがる広範な平野部に深刻な水質・土壌汚染を齎して重大な公害事件を引き起こし、代議士田中正造の指導の下に立ち上がった地域農民が政府に集団請願(押し出し)を繰り返し、その四度目の明治33年、ついに農民と官憲が激突して多数の農民が兇徒聚集罪で拘束・起訴された事件である(川俣事件)。それに引き続いて起きた同鉍山暴動事件(40年)とともに、富国強兵の旗印と公権力の支えのもとで驀進する初期資本主義企業と困窮する農民、労働者の激突という、この時代を色濃く反映した事件と言える。

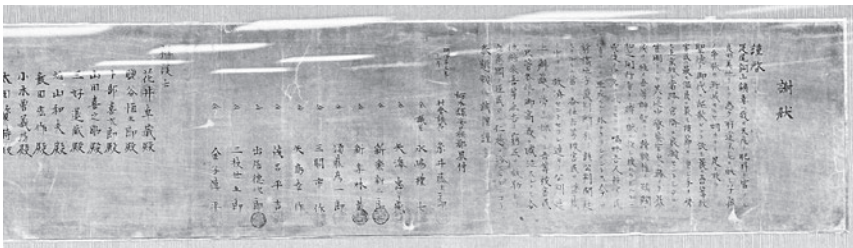
2 著名事件で奮闘した弁護士たち

足尾銅山鉍毒事件では、前橋や宇都宮などの地元弁護士とともに花井卓蔵、卜部喜太郎、山田喜之助、三

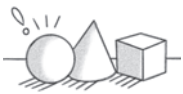
好退蔵、鳩山和夫、飯田宏作、長島鷲太郎、小川平吉、元田肇、竹内平吉、角田真平、今村力三郎など多くの会長経験者を含む当会所属の有力弁護士が兇徒聚集罪に問われた農民たちの弁護に無報酬で加わり、「被害農民は各人の請願権を行使したもので、決して暴動目的をもって集まった団体ではない。請願は正当な権利行使であるから官庁との交渉は喧嘩ではない。被告人らが兇徒に変した証拠もないし、社会公衆が恐懼したという事実もない。本件はむしろ警察官の一方向的暴行によるものである。ゆえに兇徒聚集罪は成立しない」等、事実と法律両面にわたり事件の本質を鋭く突く堂々の論陣を張って力を尽くした。第一審判決は兇徒聚集罪では全員無罪、官吏抗拒罪で51名中無罪22名となり、その後、控訴審、上告審差戻し控訴審を経て、最終的には兇徒聚集罪と官吏抗拒罪のいずれについても全員無罪の判決で終わった。当会先輩会員らのこの輝かしい活動は、当時の被害農民から弁護団への熱い感謝状=写真=が当会会員控室(4階)に掲げられて今に伝えられている。

なお、日比谷焼き打ち事件でも、花井卓蔵、原嘉道ら当会所属の著名弁護士多数が刑事弁護に参加して市民の言論、集会、出版の自由と警察権力の横暴な行使を批難して闘い、事件の中心人物の殆どに無罪判決や公訴不受理を勝ち取っている。日弁連『弁護士百年』(昭和51年刊35頁)は、「のちには大家は金持ちの人権だけを守り、貧乏人の人権が蹂躪されても、見て見ないふりをするといわれたものであるが、この時代には、みんなが純真であった。政府から蛇蝎のように嫌われている社会主義者を弁護したり、

日比谷焼き打ち事件では、班に分けて各所で人権蹂躪の事実を調査して回り、検事を糾弾し・・・た」とこうした時代の弁護士の有り様を総括している。



役立つ！ 会務活動



vol.6

陰日向の貢献を目指して

会員 岩田 朋子 (71期)

私が所属する「高齢者・障害者の権利に関する特別委員会」の活動について、成年後見等に関する研修や名簿の管理を行う「高齢者・障害者総合支援センター（通称「オアシス」）」の運営が挙げられます。また、関連する各種制度や法令について、研究や法律相談の実施なども行っており、まさにその名のとおり、高齢者・障害者にかかわる分野について全般的な活動を行っている委員会となります。

私は大学時代に社会保障法を専攻するなど元々社会保障分野に関心がありました。その後成年後見人の職務に興味を持ったこともきっかけとなり、1年目は研修員として2年目以降は正委員として所属しています。

最近の本委員会に3つある部会の一つである福祉制度部会において、障害者差別解消法改正に伴う弁護士会内の相談体制整備に向けたマニュアル策定作業に取り組んでいます。

障害者差別解消法に関して「合理的配慮」という言葉がしばしば取り上げられます。その「合理的配慮」について今回の法改正に伴い、民間団体でも提供が義務化されることになりましたが、マニュアル策定を進める中で、それは障害を持った方のみならず全ての人が生活

しやすい環境づくりにつながるものと気づかされます。

自分の興味のある分野について経験豊富な先輩方との関係を築けることは、委員会に所属する大きなメリットだと思います。継続的な参加により、当初の傍観的な立ち位置から、少しずつ関与の範囲が広がっていると感じています。業務との両立に格闘することもあります。今後も写真の椿と枝垂れ梅（京都の城南宮にて撮影しました）のように陰に日向に貢献できればと考えています。

新入会員の方をはじめ、委員会への所属を検討されている方はぜひ（本委員会も含め）委員会活動を覗いてみてください！



こちらから読んでね

大型連休



採否は編集会議の判断になりますので
ご了承ください

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

61期(2007/平成19年)

「修習は楽しい」ということ —あれから15年 幾星霜—



会員 関 理秀 (61期)

1 「楽しい」の序論

一般に司法試験合格者は先人から「修習は楽しいぞ!」と言われる。言われた側は、何が楽しいのやら全くよくわからないままに、「そうか、楽しいのか、楽しみだな」と感じる。ご多分に漏れず、私も修習が楽しかった、と思っているクチではあるが、では何が楽しかったのか、自己分析をした経験はあまりない。おそらくここでいう「楽しい」は、英語では、「interesting」なのだろうと思うが、では私が何をもって「interesting」と思ったのか、つれづれなるままに、列挙してみようと思う。

2 「楽しい」の各論

- 25クラス、1クラス75名前後。A班B班集体で、新61期A班は東京、さいたま、大阪。横浜修習の私はB班。人数の関係で、A班は東京修習でも寮に入れたが、B班は横浜修習で小田原在住でも寮に入らず…。大人数ゆえに、卒業アルバムは当期から廃止。
- 私の5組は、横浜、秋田、山形修習の混合組。横浜は、他に4組と7組。検察、刑裁、弁護、民裁の班分けは、4組、5組、7組の別なく、バラバラ。導入修習がなくなっって初めての期だった新61期は、いきなり実務庁に放り出される。検察から始まる2班だった私は幸運で、弁護から始まる4班は、1人ぼっちが2か月続く。
- 修習開始当日、横浜修習全員の生年月日入りの名簿が配布され、翌日すぐに差替え。当会常議員選挙、然り。当会常議員選挙の選挙公報の生年月日も次年度からは削除になるとか？
- 検察の大部屋から始まった私は、地の利のある友人と、毎日のように中華街に出かける。そこで、平日650円で衝撃のうまさと量のランチに魅了される。呼気検査は1回、解剖も1回、冒陳、論告起案も1回。調べは少し。
- 刑裁では、論告どうぞ、弁論どうぞ、ではなく、「では検察官、ご意見をどうぞ」「弁護人、ご意見はありますか?」と指揮する、条文に忠実な裁判官に出会う(刑事訴訟法293条参照)。裁判官って、スゲー、と思う。

- 弁護では、相談者に好かれ過ぎて、エスカレートしてしまった時の対処法を学ぶ。鉄オタの同志の事務局長さんおられ、模型談議に花が咲く。平日ランチ550円の店判明。
- 民裁では、部長から、和解時の眼鏡の外し方を学ぶ。やり方次第で和解成立に効果あり(部長は現当会会員)。横浜球場に頻繁に出かける。主任書記官と当直談議。
- 実務修習を通じ、同グループによくお眠りになる同僚修習生これあり(現当会会員)。上手な起こし方を学ぶ。
- 集合修習では同期修習生作成のアンチョコが出る。作成者は天才だな、と思う(現愛知県弁護士会会員)。
- 10年目の熱海は史上最大規模。教官がクラスを掛け持ち、熱海、伊東、湯河原に分散し、ホテル割りに難儀。総括幹事の私は、「司法研修所10周年記念大会実行委員会」なる権利能力なき社団の存否に疑問を呈す。

3 「楽しい」の評論

全国の多くの郵便局には、ご当地の「名物」を図案化した、局デザインの消印、「風景印」が存在する。司法研修所には、その敷地内に、「司法研修所内郵便局」があり、そこにも件の風景印が存在する。同局の風景印は、円形の印影の中に、研修所のグラウンドで運動会やサッカー、酒を飲みながら花見に宴会と、「修習」に興じる司法修習生が楽しそうに図案化されている。読者諸氏におかれては、機会があればぜひ、司法研修所内郵便局でハガキを購入して風景印の押印を求め、いかに司法修習が市民の皆様から「interesting」だと想像されているのか、味わっていただければ幸いです。

4 「楽しい」の私論

それで、結局私は何が楽しかったのだろう…。要するに、全部が楽しかったのだ、ということであろうか…。世情の静まり、熱海大会の復活を期して…。

弁護士1年目を振り返って

会員 渡邊 雄太

1 はじめに

私は、昨年4月21日に弁護士登録をした。なんとか弁護士として1年目を終えることができたことにまずはほっとしている。以下において、弁護士1年目の生活や今後の抱負について述べたい。

2 1年目の弁護士生活

(1) 日々の業務について

弁護士1年目の生活は想像以上にわからないことだらけであった。

私が主に担当してきた業務は、訴訟、M&A、破産管財事件等幅広いものであった。これまで、司法試験、司法修習と法律について勉強してきたつもりではあったが、案件のクロージングのためには、具体的にどのような行動をすべきか落としこめるレベルまでにリサーチをする必要があり、これまで習得してきた知識のみでは全く通用しなかった。

(2) 1年目で感じたこと

上記のように幅広い業務を担当したが、その中で感じたのは、弁護士は人生を左右する決断を助ける仕事なのであるということであった。

依頼者が個人の場合はもちろん、依頼者が会社の場合でも、そのことを強く感じた。司法試験や司法修習までは、会社は、事業を行うための道具に過ぎないものであると考えていた。しかし、業務を行っている中で様々な会社の代表者の話を聞くことができた。特に破産管財事件において破産申立てをした代表者にお話を伺った際、涙を浮かべながら破産に至った経緯について話していただいた。彼らにとって会社も人生をかけたかけがえのないものであったことを強く認識した出来事であった。

3 弁護士業務以外で取り組んでいたこと

(1) 委員会活動

私は、東京弁護士会の公益活動として、法教育委員会に参加した。

私が主に参加したのは、中学生及び高校生の裁判傍聴プログラムや模擬裁判プログラムであった。上記プログラムに参加した中学生及び高校生には、プログラムについて活発に質問や意見を出していただいた。それだけにとどまらず、プログラムに参加して、法曹になりたいと言ってくれた学生もいた。

委員会活動自体は、弁護士業務に直結するものではないと思う。しかし、弁護士だからこそ社会に対して伝えられることがあると思っている。東京弁護士会の会務活動としてのみとらえるのではなく、社会に貢献できる活動として取り組んでいきたいと考えている。

(2) 趣味等

弁護士になってからは、日中座っていることも多く、ストレスがたまるが多かったため、スポーツジムに通うようにしたり、東京三会の弁護士の野球チームである東京ローヤーズに参加する等休日にはできるだけ身体を動かしたりすることを意識していた。現在は、週末に何とか行くことができる程度であるが、野球のピッチングにも生かすために筋トレは重視していきたい。

4 2年目に向けて

以上のように私の1年目の弁護士生活について述べてきたが、今後は自分になりたい弁護士像を考えながら過ごしていきたい。研修に参加する等法分野について研鑽を積むことにより弁護士としての力をつけるとともに人間としても成長していけるように努力を続けていきたい。

『シン・ウルトラマン』

2022年/日本/樋口真嗣監督作品

シン・ウルトラマンと私

会員 寺崎 裕史 (61期)



シン・ウルトラマン DVD2 枚組
4月12日発売
4,180円
発売元:円谷プロダクション
販売元:東宝
©2022「シン・ウルトラマン」製作委員会
©円谷プロ

本作は、巨大不明生物たる「禍威獣（カイジウ）」の存在が日常となった日本において、禍威獣対策のスペシャリストである禍威獣特設対策専従班（禍特対）のメンバーと、銀色の異星人であるウルトラマンが織りなす浪漫と友情の物語である。

M78星雲の「光の国」からやって来たウルトラマンは、科学特捜隊のハヤタ隊員と一心同体となり、宇宙忍者バルタン星人を含む多数のウルトラ怪獣達と戦い、地球を守った。

これに対して、「光の星」からやって来た本作のウルトラマンは、禍特対メンバーの神永新二と一心同体となり、5体の禍威獣との死闘を繰り広げていく。

ウルトラマンと各禍威獣の闘いはいずれも極めて重要であるが、本稿では、特に私の心に残った2体の禍威獣について、詳述することとしたい。

ウルトラマンが2体目に対峙した禍威獣であるガボラは、ドリル状の頭部を猛烈に回転させることにより、その対象を完全に破壊し尽くすことができる。

その一方、ガボラはウランを主食とし、体内に大量の放射性物質を含むため、ウルトラマンとしては、ガボラにスペシウム光線を射出してこれを爆散させた場合、周囲に放射性物質が撒き散らされ、人々の生活に悪影響が生じる危険があった。

かかる強敵に対し、ウルトラマンは、凄まじい勢いで高速回転するドリルを素手で抑え込んだ上、放射性物質がふんだんに含まれたガボラの恐るべき光線を身を挺して受け止め、その脅威の前に立ち尽くす禍特対メンバーを、絶体絶命の危機から救った。

結局、ウルトラマンは、ガボラの目の前まで接近してその顔面を真正面から手拳で殴打し、その場に崩れ落ち

たガボラを両手で持ち上げ、その場からどこか遠いところに飛び去った。そこには、言葉を一切語らないウルトラマンと人類の間の温かな友情が確かに存在しており、私はまずここで泣いた。

その後、ウルトラマンは、知略を巡らせて地球と人類を我がものにしようとする禍威獣2体を辛くも撃退する。

しかし、そこに立ち上がった最大にして最凶の存在こそ、「天体制圧用最終兵器」であるゼットンであった。

ゼットンが放つ熱球は、1テラケルビン（1兆度）の超高熱であり、それが一度放たれば、この地球はどうか、ウルトラマンも当然無事では済まない。

禍特対メンバーを含む全ての人類は、ゼットンの圧倒的破壊能力の前に皆絶望し、一様に打ちひしがれることとなる。

だが、ウルトラマンは、そうではなかった。

ウルトラマンは、この地球の全ての人類のため、自らの生命を懸けて、ゼットンに立ち向かうことを決意する。

その彼の優しさと、彼が人類と紡いだ友情が、1兆度という想像を絶する超高熱球の前に、一つの奇跡を起こすことになるが、ここでも私は泣いた。

アマゾンプライム会員であった私は、無料配信された本作を自宅で視聴したが、次々と繰り広げられる一大スペクタクルを目の当たりにして、多大な衝撃を受けた。

ショックのあまり、本作に登場する光の星からのもう1人の使者（金色）のソフビ人形も購入した。

日々困難な事案との格闘を続け、基本的人権の擁護のため、終わりのなき闘いを繰り広げておられる会員諸氏には、是非本作をご覧頂きたい。



私のアマチュアオーケストラ日記

会員 辻 亜希子 (67期)

1 日曜の夕方になると…

毎週日曜日の夕方、私はバイオリンを背負って自転車で近所の小学校に行く。所属しているアマチュアオーケストラの練習に参加するためだ。

団員が続々と集まり、譜面台と椅子を並べ、様々な音が交錯する。開始時間になるとコンサートマスターが立ち上がり、オーボエの出すA（ラの音）に合わせてチューニングをする。そしてよいよ練習の始まりだ。

2 ダイバーシティ&インクルージョン？

団員は、年齢も性別も職業も実に様々な人たちだ。会社員、学校の先生、医療関係の人や飲食店経営者もいる。老若男女（「若」はかなり少なめ）が入り混じっているが、共通するのは「音楽が好き」「合奏がしたい」という気持ちだ。この気持ちが何より大事にされるため、技術面には比較的寛容である（と、私は信じている）のがとてもありがたい。

弦楽器と管打楽器では出す音も全く違うし、曲の中の役割も異なる。様々な人がお互いを尊重しあい、心を合わせて一つのハーモニーを作り上げる、これぞまさに多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン）だなと感じ入る。

3 楽聖たちはどう思っているのか

練習中よく思うことがある。「ベートーベンもブラームスも、自分が作った曲が、数百年後、ヨーロッパから遠く離れた東洋の国の片隅で、一般庶民によって演奏されているとは、よもや想像しなかつただろうな」ということだ。難しい曲を前にして悪戦苦闘している私たちのことを、草葉の陰の楽聖たちはどう思っているのだろう。「よしよし、頑張りなさい」と目を細めているだろうか。もしかしたら、「けしからん！ちゃんと練習して弾きたまえ！」と眉をひそめているかもしれない。ごめんなさい、ちゃんと練習してきます、と心の中で謝って、「要練習箇所」には譜面にこっそり印をつけておく。



4 新型コロナの影響

新型コロナウイルスの流行により、アマチュアオーケストラも影響を受けた。練習場所が確保できなくなり、予定していた演奏会は中止になった。ようやく練習を再開できたときは、「合奏っていいな」とメンバーの誰もが改めて感じたと思う。感染対策を行いながら演奏会本番も実施できるようになり、2022年暮れに行った演奏会では、本番中のマスク着用は任意になった。私は喘息があり、練習中時折咳込むので本番もマスクをつけたが、不思議と本番中は咳が出ない。なぜかと考えたのだが、本番中はいつも以上に集中してきちんと呼吸しながら弾くからではないかと思っている。練習中咳込むのは、難しい箇所を楽譜にかじりついて弾いて、息が止まっているからだろう。呼吸は大事だと実感する。

5 もっと上手になりたい

人生の折返しを過ぎた私は、体力も落ち、若いころにはできていたことができなくなったと感じることが多い。しかし、バイオリンだけは若い頃より今の方が上手に弾けると思っているし、今後もっとうまくなれるかもしれないと期待している。このように思えることがたった一つだけでもあることは幸せだ。

将来、仕事や生活にゆとりができれば、個人レッスンに通って基礎を鍛錬し直したい。そして80歳くらいになっても、若い仲間と合奏を楽しめたらよいなと夢見ている。

「袴田事件」第2次再審請求の差戻後の即時抗告審決定に対する会長声明

東京高等裁判所第2刑事部（大善文男裁判長）は、本日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求の差戻後の即時抗告審について、原決定（静岡地裁2014年3月27日決定）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を認める決定をした（以下「本決定」という）。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巖氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後のみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審（静岡地裁）は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求（請求人は袴田巖氏の姉ひで子氏）に対し、再審請求審の静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、2014年3月27日、再審開始を決定するとともに、袴田巖氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した（原決定）。弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け実験報告書等の新証拠を踏まえ、確定有罪判決の根拠となった「5点の衣類」は袴田巖氏が着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、捜査機関により証拠がねつ造された疑いがあると判断したものである。

これに対して検察官が即時抗告を行い、即時抗告審の東京高裁（大島隆明裁判長）は、2018年6月11日、弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け再現実験報告書等の新証拠の証拠価値を否定し、原決定を取り消して再審請求を棄却した。

弁護団の特別抗告により、特別抗告審の最高裁第三小法廷（林道晴裁判長）は、2020年12月22日、「5点の衣類」に付着した血液の色に関するみそ漬け実験報告書や専門家意見書の

証拠価値を否定した即時抗告審決定について、審理を尽くさずこれら証拠価値について誤った評価をしたものとして取り消し、東京高裁へ差戻す決定をした（林景一裁判官及び宇賀克也裁判官の差戻しをすることなく再審開始を自判すべきとする反対意見が付されている）。

差戻後の即時抗告審（東京高裁）では、主に「5点の衣類」に付着した血液の色に関する事実取調べが行われたが、弁護団の主張立証を理論的にも実証的にも裏付けるものであった。本決定は、科学的知見に基づいた判断によって、弁護団の主張立証の信用性、捜査機関による証拠のねつ造の可能性を認め、白鳥・財田川決定に則して新旧全証拠を総合評価した上で、再審開始を認めた原決定に対する検察官の即時抗告を棄却したものである。

当会は、本決定を心から喜び、長期にわたってえん罪と闘い抜かれてこられた袴田巖氏、同氏を支えてこられた袴田ひで子氏並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、あらためて深く敬意を表する。

袴田巖氏は現在87歳という高齢であり、47年もの長期間を獄中で過ごし、今なお拘禁症状に苦しんでいる。当会は、検察官に対して、本決定を真摯に受け止め、特別抗告をすることなく速やかに再審公判に移行させるように強く訴えるものである。また、裁判所に対しては、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告するように要望する。

日弁連は1981年から本件を支援しており、当会もこれを支持するものであり、当会は日弁連とともに、再審請求事件における全面証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

2023(令和5)年3月13日

東京弁護士会会長 伊井 和彦

入管庁公表資料「現行入管法の課題」に対し抗議し、再提出された入管法改定案の撤回を求める会長声明

本年3月7日、岸田文雄内閣は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下「政府法案」という）を閣議決定した。これは、2021年に廃案となった出入国管理及び難民認定法の改定に関する政府法案を、その基本的な骨格を維持したまま再提出するものである。このような動きに対しては、当会は本年1月17日に「入管法案の再提出に反対する会長声明」をもって反対の意思表示をしており、全国の弁護士団体や複数の市民団体などからも次々と法案の再提出に反対する声が上がっていた。こうした反対意見にもかかわらず、再提出に至った今般の閣議決定を、当会は強く非難する。

また、本閣議決定に先立つ本年2月20日、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という）は、「現行入管法の課題」と題する資料（以下「本件資料」という）を公表した。本件資料は、前記閣議決定と同日に入管庁ホームページで公表された政府法案の概要説明サイト「そこが知りたい！入管法改定案」の「2. 現行入管法の課題（入管法改正の必要性）」の中で度々引用されており、本閣議決定に至った政府の認識は本件資料に集約されている。しかし、本件資料の内容は以下の通り、極めて不適切なものであり、是認しがたい。

まず、本件資料は、「国際慣習法上、国家は外国人の入国に当たり、ルールを定め、これに違反した場合は国外へ退去が可能」と説明する（1頁）。しかし、難民の地位に関する条約第33条第1項、拷問等禁止条約第3条第1項などが定める「ノン・ルフールマンの原則」に従えば、何人もその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放または送還してはな

らないとされているところ、本件資料の当該説明は、国家が外国人を何ら制約なく自由に送還できるとの誤解を生じさせるものであって不当である。

また、本件資料は「送還忌避者の実態」（2頁）として、入管庁のいう「送還忌避者」（政府の定義によれば「退去すべきことが確定したにもかかわらず退去を拒む外国人」）3224人のうち、1133人に前科がある旨を赤字で強調する体裁をとっている。しかし、生命・自由への危険がある本国への送還を拒絶することは、人として当然であり、前記「ノン・ルフールマンの原則」にも合致する。たとえ前科があったとしても、庇護を求める人々を人権侵害のおそれのある国家に引き渡すなど、到底許されるものではない。しかも、前科の罪種別（同一人が複数の罪名に当たる犯罪をした場合にはそれぞれ計上される）についてみると、全体件数は2620件とされるものの、そのうち、いわゆるオーバーステイなどの入管法違反が504件、交通関係法令違反が326件と、必ずしも犯罪傾向の進んだケースが多いわけではない。送還を拒む事情は様々であるにもかかわらず、当該記載は前科のある一部の人々を強調することにより、「送還忌避者」全体の印象を貶めるプロパガンダの側面があると言わざるを得ない。

さらに、「仮放免者の逃亡事案が多発している」との項目があるが（2頁）、死亡事件が度々発生している入管収容施設の現状に鑑み、再収容されることに命の危険を感じ、それ故に出頭できない者が多数いることも容易に推測されるところであり、入管施設の問題性を放置しながら、不出頭の原因を問わず「逃亡」と一括りにすることは、あまりに乱暴な議論である。

他にも、本件資料は、難民認定制度につき、特定の難民審査委員の意見を赤字で強調したり（3頁）、「難民認定制度の誤用・濫用が疑われる事案の発生」とのタイトルの下、わずか2例の犯罪傾向の進んだ特別な事案内容を殊更に列記すること（3頁）により、「送還忌避者」の多くが濫用的難民申請を行う重大犯罪者であるかのような誤解を生じさせる内容となっている。同様に、わずか3例の犯罪前科のある逃亡事案の個別案件を挙げることで、「仮放免者の逃亡事案が多発」（4頁）とのタイトルを付しているが、これは見る者をして、仮放免を認めることで犯罪傾向の強い逃亡者が発生すると事実誤認に導くだけ

でなく、差別や人権侵害を助長しかねず、国家機関として到底許されない表現である。

以上の通り、本件資料は極めて不適切な記載や表現を多数含むものであり、このような認識に基づく本閣議決定は明白な誤りである。

当会は、入管庁に対し、本件資料につき厳重に抗議するとともに、政府に対し、政府法案のすみやかな撤回を強く求める。

2023(令和5)年3月15日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

日本学術会議法の改正の再考と任命拒否を撤回することを求める会長声明

2022年12月6日、内閣府は「日本学術会議の在り方についての方針」（以下「方針」という）を発表した。現在開催されている通常国会に、方針に基づく日本学術会議法（以下「法」という）の改正法案が提出される可能性が高いと報道されている。

方針は、「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進めるとともに、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」とする。

当会は、2020年10月22日付「内閣総理大臣に対し、日本学術会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きをとることを求める意見書」（以下「意見書」という）で、日本学術会議に政府からの独立性が認められている（法第3条）のは、背景に学問の自由（憲法第23条）があることを指摘し、かつての国会答弁でも内閣総理大臣の任命行為は形式的なものに過ぎないとされていたことを踏まえ、内閣総理大臣は、日本学術会議が指名した会員をそのまま任命すべきであるとした。

当会の意見書の指摘にもかかわらず、方針は、国の機関であることを踏まえて会員の推薦・選考に第三者の参画を導入する

というのであるから、日本学術会議の独立性をより低下させる意図が明確に読み取れる。

さらに方針は、「外部評価対応委員会の機能を強化し、構成及び権限、主要な評価プロセスを明確化すること等により、活動及び運営についての評価・検証が透明かつ厳格に行われることを担保する」とする。

しかし、外部評価対応委員会は、外部評価の実施に係る事項に対応するための委員会（外部評価実施規程第2条第1項）であり、この機能を強化することによって、外部評価有識者による意見の影響が強まり、ひいては日本学術会議の活動・運営に関する自律性が損なわれるおそれがある。

このように方針は、日本学術会議の独立性と活動・運営の自律性を損なうものであり、ひいては研究者等を萎縮させ学問の自由を危うくするものである。

当会は、岸田文雄内閣総理大臣に対し、方針に基づく改正法案を提出するのではなく、当会が意見書で求めたように、2020年10月1日の日本学術会議会員任命拒否を速やかに撤回し、同会議の推薦どおりに会員を任命するよう、強く求める。

2023(令和5)年3月22日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

司法修習にあたり国による経済的な給付がなされなかった谷間世代の法曹に対する不公平を解消するための是正措置を求める会長声明

司法を担う法曹（裁判官、検察官及び弁護士）を養成するための司法修習制度は、1947年（昭和22年）に、日本国憲法施行と同時に開始された。以来、国は、60年以上にわたって、司法修習生に対し、国家公務員に準じた給与を支給することにより、司法修習生の兼業等を禁止して司法修習に専念させる給費制を採用し、これにより法曹を養成してきた。しかし、この給費制は、「裁判所法の一部を改正する法律（平成16年12月10日法律第163号）」（以下「2004年改正裁判所法」という。）により廃止され、2011年11月以降の司法修習生については、修習専念義務を課せられながらも無給となり、生活資金等の貸与制が実施されることとなった。

当会は、給費制の廃止前から、日本弁護士連合会、当会以外の各弁護士会、「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」、並びに、法科大学院生、司法修習生及び若手弁護士らによる「ビギナーズネット」等と共に、給費制の維持・復活を求める運動を精力的に展開していたところ、2017年4月19日、「裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）」（以下「2017年改正裁判所法」という。）が成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（71期以降の司法修習生）に対し、月額13万5000円の基本給付金、月額3万5000円の住居給付金及び移転給付金を内容とする修習給付金が支給されることとなった。

しかし、この2017年改正裁判所法は、同法の施行前に採用

された司法修習生には適用しないものとされたことから、2004年改正裁判所法の施行後で2017年改正裁判所法の施行前に司法修習生として採用された法曹（新65期～70期の司法修習生）には、国による経済的な給付がなされていない。この世代の法曹、いわゆる谷間世代の法曹は、全法曹約4.7万人のうち約1.1万人を占めており、法曹経験5年から10年となり、法曹の中核的な存在となっている。質の高い法曹による力強い司法を作るためには、谷間世代の法曹と他の世代の法曹との不公平を解消するための是正措置が是非とも必要である。このことは、2017年5月31日付け会長声明においても言及しているところである。

2017年改正裁判所法が施行されてから既に5年以上が経過しているが、この間、谷間世代の法曹に対する国による一律の給付の実現に向けて、多くの国会議員や公益社団法人日本医師会などから応援メッセージが寄せられている。特に、国会議員からは、本年3月21日までに、国会議員の過半数（357名）を超える371名から応援メッセージが寄せられている。

当会は、谷間世代の法曹が様々な分野の問題に対して積極的にチャレンジしていくことができる基盤を整備し、質の高い法曹による力強い司法を作るために、改めて、国に対し、谷間世代の法曹に対する不公平を解消する是正措置を講じるよう求める。

2023(令和5)年3月28日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明

岸田文雄首相は、報道によれば、本年2月1日の衆議院予算委員会で同性婚の法制化について「制度を改正すると、家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」との内容の答弁をした。

また、直後の同月3日には荒井勝喜・首相秘書官(当時)が、性的マイノリティや同性婚に関する取材に対して、「社会が変わる。社会に与える影響が大きい」「見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」「秘書官室もみんな反対する」「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」等と発言したと報道され、同月4日に更正された。

性的マイノリティの人々に対しては長きにわたって社会全体からの差別・偏見が存在し、現在でも根深く残存している。同性カップルの婚姻を認めない現行法は性的マイノリティに対する差別の歴史の上に成り立つものである。そのことを顧みない岸田首相及び首相秘書官による上記の発言は、性的マイノリティに対する差別を追認・助長するものであり決して許されない。

札幌地方裁判所は、2021年3月17日、同性婚を認めない民法及び戸籍法について、婚姻によって生じる法的効果享受する法的手段を同性愛者に提供していないことが、合理的根拠を欠く差別取扱いに当たり、憲法第14条第1項に違反すると判示している。

さらに東京地方裁判所は、2022年11月30日、現行法上、自らのパートナーと家族になるための法制度が同性愛者にはないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法第24条第2項に違反する状態にあると判示した。

岸田首相及び首相秘書官による上記の発言は、これらの司法判断にまったく目を向けようとしなないものである。

また、岸田首相は、本年3月6日の参議院予算委員会で、LGBTQなど性的マイノリティへの理解増進を目的とする「LGBT

理解増進法案」の成立に向けて努力する旨答弁したと報じられているが、政権与党である自民党においては、性的指向や性自認を理由とする差別禁止を法律に明記することについては、「分断を生む」「訴訟の乱発を招きかねない」等を理由とする反対論があると報じられている。

しかし、そもそも法の下での平等を定める憲法第14条第1項は差別を禁止している。国家は、すべての国民に対し、いかなる差別もすることなく、人権を尊重する義務を負うのであり、現実に差別が存在するとすれば、国家はその差別を是正する責務を負う。実効的な人権保障の観点からも、性的指向及び性自認を理由とする差別が禁止されることを法律に明記するとともに、婚姻の平等を実現するために同性婚を法制化することが必要である。

当会は、2021年3月8日に「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を採択したほか、同年6月10日に「LGBT理解増進法案に関する会長声明」を发出するなどして、性的指向や性自認を理由とする差別が許されないことを指摘してきた。

本年5月、広島市で主要国首脳会議(G7サミット)の開催が予定されているが、G7諸国で、同性カップルに対する法的保障がなされていないのは日本のみであり、性的指向及び性自認の多様性についての日本の人権保障の立ち後れは、もはや看過することができない。

当会は、国会及び政府に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める。

2023(令和5)年3月29日
東京弁護士会会長 伊井 和彦